

号外第6（令和7年3月31日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[規則]

△ 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【建築局情報相談課】	3
△ 横浜市庁舎駐車場条例施行規則の一部を改正する規則【市民局地域施設課】	4
△ 横浜市消防等立入検査証規則の一部を改正する規則【消防局人事課】	5
△ 横浜市最高データ統括責任者等設置規則の一部を改正する規則【政策経営局データ経営課】	6
△ 横浜市災害対策従事職員被服貸与規則の一部を改正する規則【総務局危機管理課】	7
△ 横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務局人事課】	8
△ 横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	20
△ 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則【総務局労務課】	21
△ 同	【総務局労務課】 22
△ 横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則及び横浜市臨時的任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	23
△ 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則【経済局企業投資促進課】	24
△ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則【こども青少年局こども家庭課】	25
△ 横浜市水道法施行細則の一部を改正する規則【医療局生活衛生課】	26
△ 浄化槽法施行細則の一部を改正する規則【資源循環局事業系廃棄物対策課】	28
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建築局住宅政策課】	32
△ 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則及び横浜市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則【建築局情報相談課】	36
△ 横浜市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】	39
△ 横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】	40
△ 横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】	45
△ 横浜市消防局組織規則の一部を改正する規則【消防局企画課】	47

[告示]

△ 会計事務の一部の審査出納員等への委任の一部改正【会計室会計管理課】	48
△ 会計事務の一部の現金出納員等及び現金分任出納員等への委任の一部改正【会計室会計管理課】	52

[達]

△ 横浜市係設置規程等の一部改正【総務局人事課】	74
△ 横浜市定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務局労務課】	78
△ 横浜市情報セキュリティ管理規程の一部改正【デジタル統括本部企画調整課】	111

△ 横浜市土木事務所規程の一部改正【市民局区連絡調整課】	112
△ 横浜市墓地の職員の勤務時間に関する規程の一部改正【健康福祉局職員課】	113
△ 横浜市斎場職員の勤務時間に関する規程の一部改正【健康福祉局職員課】	114
△ 横浜市久保山霊堂職員の勤務時間に関する規程の一部改正【健康福祉局職員課】	115
[消防局]	
△ 横浜市消防局、消防署係設置規程等の一部改正【企画課】	116
[医療局病院経営本部]	
△ 横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程【人事課】	123
[教育委員会]	
△ 横浜市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務課】	130
△ 横浜市教育委員会公示令達規則等の一部を改正する規則【総務課】	134
△ 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則【職員課】	135
△ 横浜市教育委員会行政文書取扱規程等の一部改正【総務課】	150
[人事委員会]	
△ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	151
△ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	152
△ 横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	153
△ 横浜市一般職職員の育児又は介護のための深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	160
△ 横浜市一般職職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	161
△ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則【調査課】	162
[市会]	
△ 横浜市会議会局の組織、事務分掌等に関する規程の一部改正【総務課】	165
[その他]	
△ 係事務分担の一部改正【総務局人事課】	166
△ 横浜市事務決裁規程の全部改正についての一部改正について（副市長依命通達）【総務局人事課】	172
△ 契約事務に関する決裁事項及び専決事項の一部改正【財政局契約第一課】	173
△ 区役所係事務分担の一部改正【市民局区連絡調整課】	174
△ 福祉保健センター長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（副市長依命通達）【市民局区連絡調整課】	175

規 則

横 浜 市 中 高 層 建 築 物 等 の 建 築 及 び 開 発 事 業 に 係 る 住 環 境 の 保 全 等
に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則 を こ こ
に 公 布 す る 。

令 和 7 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 33 号

横 浜 市 中 高 層 建 築 物 等 の 建 築 及 び 開 発 事 業 に 係 る 住 環 境
の 保 全 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日
を 定 め る 規 則

横 浜 市 中 高 層 建 築 物 等 の 建 築 及 び 開 発 事 業 に 係 る 住 環 境 の 保 全 等
に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (令 和 6 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 45
号) は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市庁舎駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第34号

横浜市庁舎駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市庁舎駐車場条例施行規則（平成21年5月横浜市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第1項第5号中「の使用若しくは利用又はスポーツ施設若しくは」を「、スポーツ施設又は」に改め、同項第7号及び第8号中「使用し、若しくは」及び「使用若しくは」を削る。

第8条中「利用者又は使用者」を「駐車場を利用し、又は使用する者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市消防等立入検査証規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第35号

横浜市消防等立入検査証規則の一部を改正する規則

横浜市消防等立入検査証規則（昭和52年3月横浜市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第40条第2項及び」を「第40条第2項、」に改め、「第83条第8項」の次に「及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号）第38条第3項」を加える。

別記様式（その1）備考6(2)及び別記様式（その2）備考4(2)中「及び高圧ガス保安法」を「、高圧ガス保安法及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市最高データ統括責任者等設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第36号

横浜市最高データ統括責任者等設置規則の一部を改正する規則

横浜市最高データ統括責任者等設置規則（令和2年3月横浜市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、上司の命を受け」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市災害対策従事職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第37号

横浜市災害対策従事職員被服貸与規則の一部を改正する規則

横浜市災害対策従事職員被服貸与規則（昭和49年6月横浜市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「帽子、ベルト、革靴、ヘルメット及び腕章を各1ずつ」を「防災靴及び帽子又はヘルメットを」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第3条中「各号の一」を「いずれか」に改め、「常に」を削り、「）を」の次に「職務執行上の必要に応じて」を加える。

第5条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 7 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 38 号

横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 (昭 和 27 年 10 月 横 浜 市 規 則 第 68 号) の
一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 1 条 の 2 第 1 項 の 表 中

「

脱 炭 素 計 画 推 進 課 、 脱
炭 素 ラ イ フ ス タ イ ル 推
進 課 、 カ ー ボ ン ニ ュ ー
ト ラ ル 事 業 推 進 課 、 S
D G s 未 来 都 市 推 進 課

」

を

「

脱 炭 素 マ ネ ジ メ ン ト 課
、 脱 炭 素 ラ イ フ ス タ イ
ル 推 進 課 、 循 環 型 社 会
推 進 課

」

に、

「

広 報 課 、 広 報 戦 略 ・ プ
ロ モ ー シ ョ ン 課 、 報 道
課

」

を

「

広 報 ・ プ ロ モ ー シ ョ ン
戦 略 課 、 報 道 課

」

に、

「

総 務 課 、 管 理 課 、 法 制
課 、 集 約 事 務 審 査 課 、
物 品 事 務 集 約 課

を

「

総務課、管理課、法制課、庶務デスク運営課

」

に、

「

観光振興・DMO地域連携課、MICE振興課

」

を

「

観光MICE振興課

」

に、

「

総務部	総務課、職員課、企画課、相談調整課、監査課、環境施設課
-----	-----------------------------

」

を

「

企画部	企画課、総務課、職員課、環境施設課、相談調整課、監査課
-----	-----------------------------

」

に、

「

河川企画課、河川管理課、河川事業課

」

を

「

河川流域調整課、河川流域管理課、河川流域整備課

に、

「

施設課、処分地管理課 、施設計画課

」

を

「

施設課、施設計画課

」

に、

「

都市交通部	都市交通課
-------	-------

」

を

「

交通政策部	交通企画課、地域交通 推進課
-------	-------------------

」

に改める。

第1条の3戦略企画部の項戦略企画課の部に次の1号を加える

。

(3) 統括本部又は他局区との連携による地球温暖化対策に資する循環型社会の形成に係る施策の総合調整に関すること。

第1条の3脱炭素社会移行推進部の項脱炭素計画推進課の部中「脱炭素計画推進課」を「脱炭素マネジメント課」に改め、同部第1号中「総合的な企画及び調整に関すること」を「施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること（戦略企画部戦略企画課の分掌事務第3号に係るものを除く。）」に改め、同部第3号を削り、同部第2号中「第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画」を「に基づく地方公共団体実行計画の推進」に改め、同号を同部第3号とし、同部第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市の事務事業における省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用等の総合的な企画、調整及び推進に関すること（建築局公共建築部保全推進課の分掌事務第3号に係るものを除く。）。

第1条の3脱炭素社会移行推進部の項脱炭素計画推進課の部中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、同項カーボンニュートラル事業推進課の部中「カーボンニュートラル事業推

進課」を「循環型社会推進課」に改め、同部第1号中「地球温暖化対策」の次に「及び地球温暖化対策に資する循環型社会の形成」を加え、同部中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) S D G s 未来都市の実現に係る施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

第1条の3脱炭素社会移行推進部の項カーボンニュートラル事業推進課の部第4号から第6号までを削り、同項S D G s 未来都市推進課の部を削る。

第2条シティプロモーション推進室の項広報課の部中「広報課」を「広報・プロモーション戦略課」に改め、第1号を次のように改める。

(1) 戦略的なシティプロモーションの推進に関すること。

第2条シティプロモーション推進室の項広報課の部中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 広報及びプロモーションに係る総合的な企画及び調整に関すること。

第2条シティプロモーション推進室の項広報戦略・プロモーション課の部を削り、同条共創推進室の項共創推進課の部中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第3条総務部の項集約事務審査課の部を次のように改める。

庶務デスク運営課

(1) 旅費の支給に関すること。

(2) 物品の支出負担行為の確認に関すること。

(3) 物品の購入及び管理に関すること。

(4) 物品の検査に関すること。

第3条総務部の項物品事務集約課の部を削り、同条人事部の項労務課の部中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条行政イノベーション推進室の項行政マネジメント課の部に次の1号を加える。

(11) 職能開発総合センターの管理に関すること。

第3条の3ファシリティマネジメント推進室の款ファシリティマネジメント推進部の項ファシリティマネジメント推進課の部中第31号を第32号とし、第26号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、同部第25号中「横浜市開発事業の調整等に関する条例」を「横浜市開発事業等の調整等に関する条例」に改め、同号を同部第26号とし、同部中第24号を第25号とし、第9号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、同部第8号中「第11号まで」を「第12号まで」に改め、同号を同部第9号とし、同部中第7号を第8号とし、第

6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に係る事務の企画及び総合調整に関すること。

第3条の4グローバルネットワーク推進部の項グローバルネットワーク推進課の部中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、同条総務部の項政策総務課の部中第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

- (8) 海外諸都市との連携に関すること。
 (9) 各国大使館・領事館等との連絡調整に関すること。
 (10) 国際儀礼に関すること。

第4条の2観光MICE振興部の項観光振興・DMO地域連携課の部を次のように改める。

観光MICE振興課

- (1) 観光施策の推進及び調整に関すること。
 (2) 観光に係る地域連携及び観光地域づくり法人との連携に関すること。
 (3) 国内外からの観光客の集客に係る総合的な企画、調整及び事業の実施に関すること。
 (4) 大型国際コンベンションその他のMICEの誘致及び開催支援に関すること（国際局グローバルネットワーク推進部グローバルネットワーク推進課の主管に属するものを除く。）

- (5) 観光関係及びMICE関係の団体及び施設に関すること。
 (6) 公益財団法人三溪園保勝会、公益財団法人横浜市観光協会及び株式会社横浜国際平和会議場に関すること。

第4条の2観光MICE振興部の項MICE振興課の部を削る。

第4条の3市民経済労働部の項雇用労働課の部中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条保育・教育部の項こども施設整備課の部中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 乳児等通園支援事業の認可並びに当該事業の休止及び廃止の承認に関すること。

第6条総務部の項中「総務部」を「企画部」に改め、同項総務課の部の前に次のように加える。

企画課

(1) 社会福祉及び健康増進に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。

(2) 社会福祉及び健康増進に係る統計及び情報の収集等に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。

(3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。

第6条総務部の項企画課の部を次のように改める。

環境施設課

(1) 市営墓地、斎場及び納骨堂の運営管理に関すること。

(2) 市営墓地、斎場及び納骨堂の整備に関すること。

第6条総務部の項環境施設課の部を削り、同条地域福祉保健部の項福祉保健課の部中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 保健師の保健活動に係る総合調整に関すること（医療局健康安全部健康安全課の分掌事務第1号に係るものを除く。）

。

第6条の4総務部の項経理課の部第7号中「河川部河川管理課」を「河川部河川流域管理課」に、「第8号」を「第11号」に改め、同条河川部の項河川企画課の部中「河川企画課」を「河川流域調整課」に改め、同部中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、同部第9号中「総合治水対策」を「流域治水対策」に改め、同部第7号とし、同部中第10号を第8号とし、同部の次に次の2号を加える。

(9) 河川事業の執行調整及び国庫補助申請等に関すること。

(10) 河川の災害復旧の調整に関すること。

第6条の4河川部の項河川企画課の部中第11号を削り、第12号を第11号とし、同項河川管理課の部中「河川管理課」を「河川流域管理課」に改め、同部中第16号を第19号とし、第8号から第15号までを3号ずつ繰り下げ、同部第7号中「河川事業課」を「河川流域整備課」に改め、同部第10号とし、同部中第6号を第9号とし、同部の前に次の1号を加える。

(8) 水防に関すること。

第6条の4河川部の項河川管理課の部中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 河川、一般下水道及び雨水調整池等の維持に関すること。

(3) 河川、一般下水道及び雨水調整池等に係る土木事務所との連絡調整に関すること。

第6条の4河川部の項河川管理課の部に次の1号を加える。

(20) 河川、一般下水道及び雨水調整池等の電気及び機械設備等

の新設、修繕等に関する事。

第6条の4河川部の項河川事業課の部中「河川事業課」を「河川流域整備課」に改め、同部中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 河川事業の再評価に関する事。

第6条の4河川部の項河川事業課の部中第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同部第12号中「河川管理課」を「河川流域管理課」に、「第8号」を「第11号」に改め、同号を同部第10号とし、同部中第13号を第11号とし、第14号を削る。

第7条適正処理計画部の項施設課の部第2号中「更新」を「整備」に改め、同部第4号中「輸送中継施設」を「中継輸送施設」に改め、同部第7号を同部第14号とし、同部第6号の次に次の7号を加える。

(7) 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分に係る実施の計画及び調整に関する事。

(8) 市設置の一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この部中「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関する事。

(9) 市設置の処分地の設定に関する事。

(10) 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。次号及び第13号において同じ。）に係る排水処理施設等の維持管理に関する事。

(11) 市設置の処分地の環境保全に関する事（他の局、部の主管に属するものを除く。）。

(12) ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関する事（政策調整部政策調整課の分掌事務第6号に係るものを除く。）。

(13) その他処分地に関する事。

第7条適正処理計画部の項処分地管理課の部を削り、同項施設計画課の部第1号中「更新」を「整備」に改め、同部第2号中「焼却工場の長寿命化に係る工事」を「中継輸送施設の整備」に改め、同部第7号を同部第9号とし、同部中第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 資源化に係る中間処理施設の整備に関する事。

(4) し尿検認所の整備に関する事。

第8条建築監察部の項違反对策課の部第3号中「住宅地造成事業及び」を「住宅地造成事業、」に、「第2条第1項」を「第2

条第2項」に、「含む。）」を「含む。以下「宅地造成工事」という。）」及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第19号。以下「盛土規制法」という。）」に基づく宅地造成等に関する工事（以下「宅地造成等工事」という。）」に改め、同部第8号中「及び旧宅地造成等規制法」を「、旧宅地造成等規制法」に、「第2条第1項」を「第2条第2項」に改め、「含む。）」の次に「並びに盛土規制法第20条第2項及び第4項の規定」を加え、同条建築指導部の項情報相談課の部第7号中「開発事業計画書」を「開発事業構想書等」に改め、「及び」の次に「閲覧並びに」を加え、同部第9号中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例」に改め、同部第10号中「計画」を「構想等」に改め、同部第11号中「開発事業（横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例）」を「開発事業等（横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例）」に、「開発事業を」を「開発事業等を」に改め、同項建築企画課の部第14号中「届出、認定」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定」に改め、同部中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 建築物省エネ法に基づく促進計画に関すること。

第8条建築指導部の項建築指導課の部第6号中「第18条第24項ただし書」を「第18条第38項ただし書」に改め、同部第10号中「第56条の5」を「第56条の6」に改め、同部第13号中「第35条第4項」を「第30条第4項」に、「第18条第17項及び第20項」を「第18条第21項及び第29項」に、「同条第18項及び第21項」を「同条第22項及び第30項」に改め、同条宅地審査部の項宅地審査課の部第1号中「及び宅地造成工事」を「、宅地造成工事及び宅地造成等工事」に改め、同部第13号中「横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会」を「横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会」に改め、同部第14号中「における開発事業」を「における開発事業等」に、「第3条各号に掲げる」を「第3条の規定により開発事業調整条例を適用しない」に改め、「開発事業を除く。）」の次に「及び開発事業調整条例第2条第3号に規定する土石の堆積事業」を加え、同部第15号中「許可」を「審査」に、「第33条第1項第12号及び第14号に係るもの、盛土規制法第12条第2項第2号及び第4号に係るもの並びに」に改め、同部第16号中「第29条ただし書」を「第29条第1項ただし書」に改め、同部中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、同部第20号中「指定」の次に「の審

査、検査及び指導」を加え、同号を同部第21号とし、同部中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、同部第17号中「開発事業」を「開発事業等」に改め、同号を同部第18号とし、同部第16号の次に次の1号を加える。

(17) 市街化区域における都市計画法第37条第1号の認定に関すること。

第8条宅地審査部の項調整区域課の部第1号中「開発事業」を「開発事業等」に改め、同部第2号中「開発行為等の」の次に「(都市計画法第33条第1項第13号に係るもの及び盛土規制法第12条第2項第3号に係るものを除く。)」を加え、同部第3号中「第29条ただし書」を「第29条第1項ただし書」に改め、同部中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同部第9号中「市街化調整区域における」を削り、「指定」の次に「の審査、検査及び指導(宅地審査課の主管に属するものを除く。)」並びに指定」を加え、同号を同部第10号とし、同部中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同部第5号中「開発事業」を「開発事業等」に改め、同号を同部第6号とし、同部中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市街化調整区域における都市計画法第37条第1号の認定に関すること。

第8条公共建築部の項学校整備課の部第3号中「教育委員会事務局施設部教育施設課営繕係」を「教育委員会事務局教育環境整備部教育施設課営繕係」に改める。

第9条都市交通部の項中「都市交通部」を「交通政策部」に改め、同項都市交通課の部中「都市交通課」を「交通企画課」に改め、同部中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同部に次の1号を加える。

(10) 部内他の課の主管に属しないこと。

第9条都市交通部の項に次のように加える。

地域交通推進課

(1) 地域公共交通施策の推進に関すること。

第9条の2道路部の項維持課の部第7号中「及び宅地造成工事」を「、宅地造成工事、盛土規制法に基づく宅地造成及び特定盛土等に関する工事並びに開発事業(開発事業調整条例第2条第2号イ及びウに規定する開発事業をいう。以下この項において同じ。)」に改め、同項路政課の部第3号中「及び宅地造成工事」を「、宅地造成工事、盛土規制法に基づく宅地造成及び特定盛土等に関する工事並びに開発事業」に改める。

(横浜市契約事務委任規則の一部改正)

第2条 横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表総務局の項中「物品事務集約課」を「庶務デスク運営課」に改める。

（横浜市福祉保健センター長委任規則の一部改正）

第3条 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成13年12月横浜市規則第111号）の一部を次のように改正する。

第9項第1号中「第10条第2項を除く。」（同令第3条から第12条まで（第10条第2項を除く。））」を「第4条、第8条及び第10条を除く。」（同令第3条から第7条まで（第4条を除く。）、「第11条及び第12条」に改め、「関すること」の次に「（鶴見区、港南区、港北区、戸塚区、泉区及び瀬谷区の福祉保健センター長を除く。））」を加える。

第11項第1号中「第12条まで」の次に「（第4条を除く。）」を加え、「第6条まで（同令）」を「第6条まで（）」に改め、「第3条の4」の次に「、第4条」を、「関すること」の次に「（鶴見区、港南区、港北区、戸塚区、泉区及び瀬谷区の福祉保健センター長を除く。））」を加える。

（横浜市土木事務所長委任規則の一部改正）

第4条 横浜市土木事務所長委任規則（昭和43年9月横浜市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第26号中「に基づく」を「等に基づく」に、「（開発面積）」を「、住宅地造成事業、宅地造成工事、宅地造成等工事及び開発事業（開発区域等の面積）」に改める。

（横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第90条の6第4項中「脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素計画推進課」を「脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素マネジメント課」に改める。

（横浜市河川の管理に関する規則の一部改正）

第6条 横浜市河川の管理に関する規則（昭和42年3月横浜市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「下水道河川局河川部河川管理課」を「下水道河川局河川部河川流域管理課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市事

務分掌規則の規定による次表の左欄に掲げる局、部若しくは課の部長、課長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規則の施行の日において、それぞれ同条の規定による改正後の横浜市事務分掌規則の規定による同表の右欄に掲げる局、部若しくは課の部長、課長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられたものとする。

局	部等	課	局	部等	課
脱炭素・GREEN × EXPO 推進局	脱炭素社会移行推進部	脱炭素計画推進課 カーボニュートラル事業推進課	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局	脱炭素社会移行推進部	脱炭素マネジメント課 循環型社会推進課
政策経営局	シティプロモーション推進室	広報戦略・プロモーション課	政策経営局	シティプロモーション推進室	広報・プロモーション戦略課
にぎわいスポーツ文化局	観光MIC振興部	観光振興・DMO地域連携課	にぎわいスポーツ文化局	観光MIC振興部	観光MIC振興課
健康福祉局	総務部	総務課 職員課 企画課 相談調整課 監査課 環境施設課	健康福祉局	企画部	総務課 職員課 企画課 相談調整課 監査課 環境施設課
下水道河川局	河川部	河川企画課 河川管理課 河川事業課	下水道河川局	河川部	河川流域調整課 河川流域管理課 河川流域整備課

都市整備局	都市交通部	都市交通課	都市整備局	交通政策部	交通企画課
-------	-------	-------	-------	-------	-------

- 3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第39号

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成22年3月横浜市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「中央児童相談所（一時保護係又は支援課に限る。）、西部児童相談所、南部児童相談所又は北部児童相談所に勤務する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 中央児童相談所一時保護係、虐待対応・地域連携課又は支援課に勤務する職員（虐待対応・地域連携課に勤務する職員にあつては、児童福祉司である職員に限る。）
- (2) 西部児童相談所に勤務する職員
- (3) 南部児童相談所に勤務する職員
- (4) 北部児童相談所に勤務する職員

第4条第1項第4号を削り、同条第2項第1号中「。次号において「令」という。」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第40号

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成24年5月横浜市規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局 担当理事	100 分の 20
横浜市衛生研究所長	100 分の 19.5

」

を

「

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局 担当理事	100 分の 20
------------------------------	-----------

」

に改める。

(横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則の一部改正)

第2条 横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則(昭和62年3月横浜市規則第59号)の一部を次のように改正する。

表中「及び横浜市衛生研究所長(特定任期付職員である者に限る。)」を削る。

(横浜市外国旅行の旅費に関する規則の一部改正)

第3条 横浜市外国旅行の旅費に関する規則(昭和35年5月横浜市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考2の表中「固定資産評価員、」を「固定資産評価員及び」に改め、「及び横浜市衛生研究所長(特定任期付職員である者に限る。)」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第41号

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成24年5月横浜市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第9条第6号を削る。

別表第2第1号の表に次のように加える。

特定任期付職員	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局担当理事	100分の120.7
---------	--------------------------	------------

(給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部改正)

第2条 給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則(昭和32年6月横浜市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部改正)

第3条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与及び保険料等支出事務の特例に関する規則(昭和39年3月横浜市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

(埋立事業に係る給与支出事務の特例に関する規則の一部改正)

第4条 埋立事業に係る給与支出事務の特例に関する規則(昭和32年7月横浜市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則及び横浜市臨時的任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第42号

横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則及び横浜市臨時的任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

(横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部改正)

第1条 横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則(令和2年3月横浜市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、「であって、6月以上の任期が定められているもの」を削り、「当該子の看護」を「当該子の看護等」に、「又は疾病」を「を行うこと、疾病」に、「又は健康診断」を「若しくは健康診断」に改め、「受けさせること」の次に「若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が別に定める事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が別に定めるものへの参加をすること」を加え、同条第4項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第16条中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

(横浜市臨時的任用職員の休暇に関する規則の一部改正)

第2条 横浜市臨時的任用職員の休暇に関する規則(令和2年3月横浜市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第8条中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第43号

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関
する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例
施行規則（平成30年3月横浜市規則第33号）の一部を次のように改
正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（家屋及び償却資産の取得に要する費用の額）

第13条の2 条例第2条第18号の規則で定める額は、信託財産（法
人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第3号に
掲げるものに限る。）について同令第54条第1項第1号及び第2
号（同条第2項の規定が適用される場合を含む。）の規定の例に
より算出した額（消費税額及び地方消費税額を除く。）とする。

第24条第2項第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、同
項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 固定資産取得事業者が取得した固定資産（第13条の2の規定
により額を算出する固定資産に係るものに限る。）について、
減価償却資産であるとして第1号の固定資産台帳に登録するも
のとした場合の同号アに規定する減額、同号イに規定する変更
又は同号ウに規定する削除に相当する変更が生じたとき。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第44号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和39年10月横浜市規則第130号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

別記様式目次中

「第31号様式 貸付調査書（第15条第2項）
 第32号様式 増額貸付調査書（第15条第2項）
 第33号様式 償還金支払猶予調査書（第15条第2項）
 第34号様式 償還金免除調査書（第15条第2項）
 第35号様式 据置期間延長調査書（第15条第2項）」

を

「第31号様式から第35号様式まで 削除」
 に改める。

第31号様式から第35号様式までを次のように改める。

第31号様式から第35号様式まで 削除

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市水道法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第45号

横浜市水道法施行細則の一部を改正する規則

横浜市水道法施行細則（平成3年9月横浜市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届出書」を「専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届出書」に改める。

第5号様式中「学歴及び水道に関する技術上の実務経験又は終了した講習」を「資格要件」に改め、同様式注意を同様式注意2とし、同様式注意に1として次のように加える。

- 1 この報告書には、水道技術管理者の資格を証明する書類の写しを添付してください。

第6号様式中「学歴及び水道に関する技術上の実務経験又は終了した講習」を「資格要件」に改め、同様式注意を同様式注意2とし、同様式注意に1として次のように加える。

- 1 この報告書には、水道技術管理者の資格を証明する書類の写しを添付してください。

第8号様式中

「

受託水道業務技術管理者の氏名	
----------------	--

」

を

「

受託水道業務 技術管理者	住所・氏名	
	資格要件	

」

に改め、同様式注意1中「第7条第3号」を「第9条第3号」に改め、「委託契約書」の次に「及び受託水道業務技術管理者の資格を証明する書類」を加える。

第8号様式の3注意を同様式注意2とし、同様式注意に1として次のように加える。

- 1 受託水道業務技術管理者の変更の場合は、住所、

氏名及び資格要件を記載し、資格を証明する書類の
写しを添付してください。

第12号様式中

「

高置水槽方式・圧力水槽方式・タンクレス方式

」

を
「

高置水槽方式・圧力水槽方式・ポンプ直送方式・ 高置水槽直送方式・その他（ ）
--

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市水道法
施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間
、適宜修正の上使用することができる。

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市 長 山 中 竹 春

横浜市規則第46号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則（昭和60年9月横浜市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「浄化槽設置届出事項変更届出書（第2号様式）」を「次に掲げる事項を記載した届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 設置場所
- (3) 変更年月日
- (4) 変更内容
- (5) その他市長が必要と認める事項

第3条第3項中「浄化槽工事完了届出書（第3号様式）」を「次に掲げる事項を記載した届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 設置場所
- (3) 工事完了年月日
- (4) 浄化槽工事を行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (5) 浄化槽設備士の氏名
- (6) その他市長が必要と認める事項

第3条の2を次のように改める。

第3条の2 削除

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条及び第5条 削除

第6条を次のように改める。

（維持管理状況の報告）

第6条 浄化槽管理者（処理能力が500人分以下の浄化槽で市長が認めるものの浄化槽管理者を除く。）は、毎年6月30日までに、前年の4月1日からその年の3月31日までの浄化槽の維持管理状況を、次に掲げる事項を記載した報告書により市長に報告しなければならない。市長から請求があった場合も、同様とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 設置場所
- (3) 浄化槽の構造及び規模
- (4) 前年度の定期検査を受けた年月日
- (5) 前年度の保守点検を行った年月日及び結果
- (6) 前年度の清掃を行った年月日及び結果
- (7) その他市長が必要と認める事項

第9条の見出し中「申請」の次に「等」を加え、同条中「第35条第3項」を「第35条第1項」に改め、同条に次の2項を加える。

2 法第35条第2項の規定により許可に付する期限は、当該許可を受けた日から2年を経過した日までとする。

3 前項の期限後においても引き続き浄化槽清掃業を営もうとする者は、同項の期限の末日の60日前までに第1項の許可の申請をしなければならない。

第10条第1項中「(第12号様式)」を削る。

第12条中「浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書(第15号様式)」を「次に掲げる事項を記載した届出書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更年月日
- (3) 変更内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

第12条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の届出書が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

第13条第1項中「浄化槽清掃業廃業等届出書(第16号様式)」を「次に掲げる事項を記載した届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 届出事項
- (3) 廃業等年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第13条第2項中「浄化槽清掃業休止届出書(第17号様式)」を「次に掲げる事項を記載した届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 休止期間
- (3) 休止部分

(4) 休 止 理 由

(5) そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 事 項

第 15 条 第 1 項 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(4) 第 12 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 新 た な 許 可 証 の 交 付 を 受 け た と き
。

第 16 条 中 「 浄 化 槽 清 掃 業 務 実 績 報 告 書 (第 20 号 様 式) 」 を 「 次 に
掲 げ る 事 項 を 記 載 し た 報 告 書 」 に 改 め 、 同 条 に 次 の 各 号 を 加 え る 。

(1) 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 又 は 所 在 地 並 び に 法 人 に あ っ て は 、 そ
の 代 表 者 の 氏 名

(2) 清 掃 し た 浄 化 槽 の 数

(3) 運 搬 し た 汚 泥 の 量

(4) そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 事 項

第 2 号 様 式 か ら 第 3 号 様 式 の 2 ま で を 次 の よ う に 改 め る 。

第 2 号 様 式 か ら 第 3 号 様 式 の 2 ま で 削 除

第 4 号 様 式 か ら 第 8 号 様 式 ま で を 次 の よ う に 改 め る 。

第 4 号 様 式 か ら 第 8 号 様 式 ま で 削 除

第 11 号 様 式 中 「 第 9 条 」 を 「 第 9 条 第 1 項 ・ 第 3 項 」 に 改 め る 。

第 12 号 様 式 を 次 の よ う に 改 め る 。

第 12 号 様 式 削 除

第 14 号 様 式 中

「 年 月 日 横 浜 市 」

を

「 年 月 日 横 浜 市

許 可 番 号

第 号 」

に 改 め 、 同 様 式 注 意 を 同 様 式 注 意 1 と し 、 同 様 式 注 意 に 次 の よ う に
加 え る 。

2 不 要 の 文 字 は 、 削 除 し て く だ さ い 。

第 15 号 様 式 か ら 第 17 号 様 式 ま で を 次 の よ う に 改 め る 。

第 15 号 様 式 か ら 第 17 号 様 式 ま で 削 除

第 18 号 様 式 中 「 浄 化 槽 清 掃 業 に つ い て 」 を 「 浄 化 槽 清 掃 業 (許 可
番 号 第 号) に つ い て 」 に 改 め 、 同 様 式 備 考 を 同 様 式 備 考 2 と し
、 同 様 式 備 考 に 1 と し て 次 の よ う に 加 え る 。

1 不 要 の 文 字 は 、 削 除 す る こ と が で き る 。

第 19 号 様 式 中 「 浄 化 槽 清 掃 業 に つ い て 」 を 「 浄 化 槽 清 掃 業 (許 可
番 号 第 号) に つ い て 」 に 改 め 、 同 様 式 備 考 を 同 様 式 備 考 2 と し
、 同 様 式 備 考 に 1 と し て 次 の よ う に 加 え る 。

1 不 要 の 文 字 は 、 削 除 す る こ と が で き る 。

第 20 号 様 式 を 削 る 。

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この規則による改正後の浄化槽法施行細則第9条の規定は、この規則の施行の日以後に浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可を受けた者について適用する。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の浄化槽法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第47号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第8章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第88条の2—第88条の9）」

を

「第8章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第88条の2—第88条の9）」

第8章の3 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明等
第1節 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明（第88条の10—第88条の14）

第2節 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（第88条の15）」

に改める。

第88条の2中「第18条第3号」を「第20条第3号」に改める。

第8章の2の次に次の1章を加える。

第8章の3 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明等

第1節 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明（規則指定基準への適合性についての評価及び説明）

第88条の10 条例第141条の14第1項の規定による規則指定基準への適合性についての評価及び説明は、当該評価及び説明に係る住宅（同項に規定する住宅をいう。以下この節において同じ。）の工事の着手前に行わなければならない。

2 条例第141条の14第1項に規定する規則で定めるものは、建築物エネルギー消費性能誘導基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この節において「省令」という。）第10条第2号及び第3号に定める基準をいう。次条第2項において同じ。）とする。

3 条例第141条の14第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第141条の14第1項の規定による説明の年月日

(2) 説明の相手方の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者

の氏名)

(3) 住宅の所在地

(4) 住宅が規則指定基準に適合するかどうかの別

(5) 住宅が規則指定基準に適合していない場合にあっては、当該住宅のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置

(6) 住宅の建築に係る設計を行った建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

(7) 前号の建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

(規則指定上位基準への適合性についての評価及び説明)

第88条の11 前条第1項の規定は、条例第141条の14第2項の規定による規則指定上位基準への適合性についての評価及び説明について準用する。

2 条例第141条の14第2項に規定する規則指定基準を上回る基準であって規則で定めるものは、建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、当該基準における外皮平均熱貫流率(省令第1条第2号イ(1)に規定する外皮平均熱貫流率をいう。第88条の14第2項第3号において同じ。)が0.46以下であることとする。

3 条例第141条の14第2項に規定する住宅のエネルギー消費性能の向上に資する事項として規則で定めるものは、気密性の確保に関する事項で市長が定めるものとする。

4 前条第3項の規定は、条例第141条の14第2項の規則で定める事項について準用する。この場合において、前条第3項第1号中「第141条の14第1項」とあるのは「第141条の14第2項」と、同項第4号及び第5号中「規則指定基準」とあるのは「規則指定上位基準」と読み替えるものとする。

(評価及び説明を要しない旨の意思を表示した書面)

第88条の12 条例第141条の14第4項の意思の表明(以下この条及び第88条の14第2項第2号において「意思の表明」という。)において建築士に提出する書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 意思の表明の年月日

(2) 意思の表明を行った建築主の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

(3) 条例第141条の14第1項及び第2項の規定による評価及び説明を要しない住宅の所在地

(4) 建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

(説明等に係る書面の保存期間)

第 88 条 の 13 条 例 第 141 条 の 14 第 5 項 の 規 則 で 定 め る 日 は、 次 の 各 号 に 掲 げ る 文 書 の 区 分 に 応 じ、 当 該 各 号 に 定 め る 日 か ら 起 算 し て 15 年 を 経 過 し た 日 と す る。

(1) 条 例 第 141 条 の 14 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に よ る 説 明 に お い て 交 付 し た 書 面 の 写 し 当 該 写 し を 作 成 し た 日

(2) 条 例 第 141 条 の 14 第 4 項 の 規 定 に よ り 受 領 し た 書 面 当 該 書 面 を 受 領 し た 日

(住 宅 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 に 係 る 説 明 結 果 報 告 書)

第 88 条 の 14 条 例 第 141 条 の 15 第 1 項 に 規 定 す る 規 則 で 定 め る も の は、 市 内 に お い て 1 年 間 に 建 築 す る 住 宅 の 棟 数 が 5 以 上 で あ っ て、 当 該 住 宅 の 延 べ 面 積 の 合 計 が 15,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 建 築 士 事 務 所 の 開 設 者 と す る。

2 条 例 第 141 条 の 15 第 1 項 に 規 定 す る 規 則 で 定 め る 事 項 は、 次 の と お り と す る。

(1) 条 例 第 141 条 の 14 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に よ り 行 う 説 明 (第 4 項 に お い て 「 説 明 」 と い う。) の 内 容

(2) 意 思 の 表 明 の 有 無

(3) 住 宅 の 外 皮 平 均 熱 貫 流 率

(4) 住 宅 の 一 次 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 (省 令 第 4 条 第 1 項 の 式 に よ り 算 出 し た 数 値 を 省 令 第 5 条 第 1 項 の 式 に よ り 算 出 し た 数 値 で 除 し た 数 値 を い う。)

3 条 例 第 141 条 の 15 第 1 項 の 規 則 で 定 め る 日 は、 市 長 が 指 定 す る 日 と す る。

4 条 例 第 141 条 の 15 第 1 項 の 規 定 に よ る 提 出 は、 年 度 ご と に、 当 該 年 度 の 前 年 度 に 行 っ た 説 明 の 結 果 に 係 る 報 告 書 を 提 出 す る こ と に よ り 行 う も の と す る。

第 2 節 建 築 物 へ の 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 利 用 設 備 の 設 置 の 促 進

(住 宅 へ の 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 利 用 設 備 の 設 置 に 係 る 説 明 結 果 報 告 書)

第 88 条 の 15 条 例 第 141 条 の 19 第 1 項 に 規 定 す る 規 則 で 定 め る 事 項 は、 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 第 63 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 説 明 の 内 容 と す る。

2 前 条 第 3 項 の 規 定 は、 条 例 第 141 条 の 19 第 1 項 の 規 則 で 定 め る 日 に つ い て 準 用 す る。

3 前 条 第 4 項 の 規 定 は、 条 例 第 141 条 の 19 第 1 項 の 規 定 に よ る 提 出 に つ い て 準 用 す る。

第 90 条 の 2 第 1 項 中 「 第 18 条 第 3 号 」 を 「 第 20 条 第 3 号 」 に 改 め る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則及び横浜市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第48号

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則及び横浜市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

(横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則(平成5年8月横浜市規則第92号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例施行規則

第1条中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例」に改める。

第4条及び第10条第1項第6号中「大規模建築物」を「大規模な建築物」に改める。

第12条第1号中「第44条第1項第3号」の次に「、第52条第6項第3号」を加え、同条第2号中「第55条第3項」の次に「若しくは第4項」を、「第57条の4第1項ただし書」の次に「、第58条第2項」を加える。

第17条の2第4号中「開発事業」を「開発事業等」に改める。

第1号様式及び第1号様式の2中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例」に改める。

第2号様式第1面中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例」に改め、「開発事業調整条例」を「開発事業等調整条例」に改める。

第3号様式第1面中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例」に改め、同様式第2面中「自転車台(附置義務台数台)」に改める。

第4号様式中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例」に改める。

第5号様式から第7号様式までの規定中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例施行規則」に改める。

第8号様式、第9号様式及び第11号様式から第13号様式までの規定中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例」に、「開発事業の」を「開発事業等の」に、「開発事業区域」を「開発事業等区域」に改める。

第14号様式中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例施行規則」に改める。

第14号様式の2中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例施行規則」に、「開発事業の」を「開発事業等の」に、「開発事業区域」を「開発事業等区域」に改める。

第15号様式中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例」に改める。

第16号様式中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例施行規則」に改める。

第17号様式中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例」に、「開発事業の」を「開発事業等の」に、「開発事業区域」を「開発事業等区域」に改める。

第17号様式の2中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例施行規則」に、「開発事業の」を「開発事業等の」に、「開発

事業区域」を「開発事業等区域」に改める。

第18号様式中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例施行規則」に改める。

(横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第2条 横浜市環境影響評価条例施行規則(平成23年6月横浜市規則第67号)の一部を次のように改正する。

別表第2の10の項中「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則第4条、第10条第1項第6号並びに第12条第1号及び第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第49号

横浜市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市風致地区条例施行規則（昭和45年6月横浜市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、「書類」を「図書」に改め、同条第3号中「図面」を「図書」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) その他市長が必要と認める図書

第4条中「の各号」を削り、「書類」を「図書」に改め、同条第3号中「図面」を「図書」に改める。

第5条中「の各号」を削り、「書類」を「図書」に改め、同条第3号中「図面」を「図書」に改める。

別表第1中「図面」を「図書」に改める。

第10号様式及び第11号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第50号

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

横浜市建築基準法施行細則（昭和38年2月横浜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「計画敷地が」の次に「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項及び別表第1において「盛土規制法」という。）第12条第1項の許可の申請をし、若しくは盛土規制法第15条第1項の協議をした工事に係る土地である場合又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に、「当該」を「これらの」に改める。

第15条第3項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「第3条（同令第7条第2項）」を「第5条（同令第9条第2項）」に改める。

第17条の2第1項第2号中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第18条第1号中「ほか、」の次に「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項第2号及び第9条から第12条まで並びに」を加える。

別表第1(1)の項中「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「盛土規制法施行規則」という。）第7条第1項第1号の表又は宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令」に、「旧宅地造成等規制法施行規則第4条第1項の表」を「盛土規制法施行規則第7条第1項第1号の表又は旧宅地造成等規制法施行規則第4条第1項の表」に改め、同表(2)の項中

<p>条例第3条の2第2項第3号の規定が適用される建築物</p>	<p>配置図</p>	<p>旧宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事（以下「宅地造成工事」という。）により整備されている範囲</p>
	<p>条例第3条の2</p>	<p>条例第3条の2第2</p>

	第 2 項 第 3 号 の 規 定 に 適 合 す る こ と の 確 認 に 必 要 な 図 書	項 第 3 号 に 規 定 す る 宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 で あ る こ と を 確 認 す る た め に 必 要 な 事 項
--	--	---

を
「

条 例 第 3 条 の 2 第 2 項 第 3 号 の 規 定 が 適 用 さ れ る 建 築 物	配 置 図	旧 宅 地 造 成 等 規 制 法 第 2 条 第 2 号 に 規 定 す る 宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 (以 下 「 旧 宅 地 造 成 工 事 」 と い う 。) に よ り 整 備 さ れ て い る 範 囲
	条 例 第 3 条 の 2 第 2 項 第 3 号 の 規 定 に 適 合 す る こ と の 確 認 に 必 要 な 図 書	条 例 第 3 条 の 2 第 2 項 第 3 号 に 規 定 す る 宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 で あ る こ と を 確 認 す る た め に 必 要 な 事 項
条 例 第 3 条 の 2 第 2 項 第 4 号 の 規 定 が 適 用 さ れ る 建 築 物	配 置 図	盛 土 規 制 法 第 2 条 第 2 号 に 規 定 す る 宅 地 造 成 又 は 同 条 第 3 号 に 規 定 す る 特 定 盛 土 等 に 関 す る 工 事 (以 下 「 宅 地 造 成 工 事 等 」 と い う 。) に よ り 整 備 さ れ て い る 範 囲
	条 例 第 3 条 の 2 第 2 項 第 4 号 の 規 定 に 適 合 す る こ と の 確 認 に 必 要 な 図 書	条 例 第 3 条 の 2 第 2 項 第 4 号 に 規 定 す る 宅 地 造 成 又 は 特 定 盛 土 等 に 関 す る 工 事 で あ る こ と を 確 認 す る た め に 必 要 な 事 項

に、「第3条の2第2項第4号」を「第3条の2第2項第5号」に
、「第3条の2第2項第5号」を「第3条の2第2項第6号」に、
「

建 築 物 が 面 す る 急 傾
斜 地 が 宅 地 造 成 工 事
に よ り 整 備 さ れ て い
る 部 分 を 有 す る 場 合
に あ っ て は 、 当 該 工
事 に よ り 整 備 さ れ て
い る 範 囲

を
「

建 築 物 が 面 す る 急 傾
斜 地 が 旧 宅 地 造 成 工
事 に よ り 整 備 さ れ て
い る 部 分 を 有 す る 場
合 に あ っ て は 、 当 該
工 事 に よ り 整 備 さ れ
て い る 範 囲

建 築 物 が 面 す る 急 傾
斜 地 が 宅 地 造 成 工 事
等 に よ り 整 備 さ れ て
い る 部 分 を 有 す る 場
合 に あ っ て は 、 当 該
工 事 に よ り 整 備 さ れ
て い る 範 囲

に、「2以上」を「2面以上」に、
「

建 築 物 が 面 す る 急 傾
斜 地 が 宅 地 造 成 工 事
に よ り 整 備 さ れ て い
る 部 分 を 有 す る 場 合
に あ っ て は 、 当 該 部
分 の 高 さ

を
「

建 築 物 が 面 す る 急 傾
斜 地 が 旧 宅 地 造 成 工
事 に よ り 整 備 さ れ て
い る 部 分 を 有 す る 場

合 に あ っ て は 、 当 該 部 分 の 高 さ
建 築 物 が 面 す る 急 傾 斜 地 が 宅 地 造 成 工 事 等 に よ り 整 備 さ れ て い る 部 分 を 有 す る 場 合 に あ っ て は 、 当 該 部 分 の 高 さ

に、「宅地造成工事」を「旧宅地造成工事、宅地造成工事等」
に、
「

建 築 物 が 面 す る 急 傾 斜 地 が 宅 地 造 成 工 事 に よ り 整 備 さ れ て い る 部 分 を 有 す る 場 合 に あ っ て は 、 当 該 工 事 が 条 例 第 3 条 の 2 第 2 項 第 3 号 に 規 定 す る も の で あ る こ と を 確 認 す る た め に 必 要 な 事 項
--

を
「

建 築 物 が 面 す る 急 傾 斜 地 が 旧 宅 地 造 成 工 事 に よ り 整 備 さ れ て い る 部 分 を 有 す る 場 合 に あ っ て は 、 当 該 工 事 が 条 例 第 3 条 の 2 第 2 項 第 3 号 に 規 定 す る も の で あ る こ と を 確 認 す る た め に 必 要 な 事 項
建 築 物 が 面 す る 急 傾 斜 地 が 宅 地 造 成 工 事 等 に よ り 整 備 さ れ て い る 部 分 を 有 す る 場 合 に あ っ て は 、 当 該

工 事 が 条 例 第 3 条 の 2 第 2 項 第 4 号 に 規 定 す る も の で あ る こ と を 確 認 す る た め に 必 要 な 事 項

に、「第3条の2第2項第6号」を「第3条の2第2項第7号」に
、「第3条の2第2項第7号」を「第3条の2第2項第8号」に改
める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第51号

横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成29年3月横浜市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第11条」を「第13条」に改め、「非住宅部分に係る部分に限る。」を削り、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第1号中「の場合」を「又は当該性能に影響しないことが明らかな変更の場合」に改め、「変更内容説明書A（第2号様式）」を削り、同項第2号中「変更内容説明書B（第3号様式）」を削り、同項第3号中「第1条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第2項中「第3条」を「第5条」に、「第4号様式」を「第2号様式」に改め、同条第3項中「第3条」を「第5条」に、「第5号様式」を「第3号様式」に改め、同条第4項中「第3条」を「第5条」に、「第6号様式」を「第4号様式」に改める。

第4条中「第11条」を「第13条」に、「第7号様式」を「第5号様式」に改める。

第5条第1項中「第1条第1項」を「第3条第1項」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同項第1号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第2号中「第24条の3第2項第1号」を「第23条第2項第1号」に改め、同項第3号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条第2項中「第1条第3項」を「第3条第3項」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「第81条第1項第1号」を「第82条第1項第1号」に改め、「並びに省令第81条第1項第3号及び第4号に掲げる届出書及び通知書に添付する図書」を削り、同条を第6条とし、第9条を第7条とする。

第1号様式第1面中「第11条」を「第13条」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「同令第3条」を「同規則第5条」に改め、「向上させる変更」の次に「又は当該性能に影響しないことが明らかな変更」を加える。

第2号様式及び第3号様式を削る。

第4号様式中「印」及び「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第3条の」を「第5条の」に改め、同様式を第2号様式

とする。

第5号様式中「印」及び「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第3条の」を「第5条の」に改め、同様式を第3号様式とする。

第6号様式中「印」及び「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第3条の」を「第5条の」に改め、同様式を第4号様式とする。

第7号様式中「第11条」を「第13条」に改め、同様式を第5号様式とする。

第8号様式及び第9号様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第52号

横浜市消防局組織規則の一部を改正する規則

横浜市消防局組織規則（昭和38年10月横浜市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項予防部の項保安課の部第13号中「高圧ガス保安法」の次に「及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号）」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 109 号

会 計 事 務 の 一 部 の 審 査 出 納 員 等 へ の 委 任 の 一 部 改 正

会 計 事 務 の 一 部 の 審 査 出 納 員 等 へ の 委 任 (令 和 6 年 3 月 横 浜 市 告 示 第 100 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 し、 令 和 7 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

令 和 7 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

別 表 第 1 中 「 集 約 事 務 審 査 」 を 「 庶 務 デ ス ク 運 営 」 に 改 め、 「 集 約 化 事 務 に 係 る 」 を 削 り、 「 (合 算 払 を 含 む。) 」 の 後 に 「 (た だ し、 総 務 局 総 務 部 庶 務 デ ス ク 運 営 課 に 配 当、 再 配 当 又 は 令 達 さ れ た 予 算 の 執 行 に 限 る。) 」 を 加 え、 「 政 策 総 務 部 」 の 「 政 策 」 を 削 り、 「 政 策 調 整 部 」 を 「 総 務 部 」 に 改 め、 「 健 康 福 祉 局 総 務 部 」 を 「 健 康 福 祉 局 企 画 部 」 に 改 め、

「

教育委員会事務局総務部総務課長	教育委員会事務局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務(教育委員会事務局の他の審査出納員に委任されたものを除く。)
教育委員会事務局教職員人事部教職員育成課長	教育委員会事務局教職員人事部教職員育成課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局教職員人事部教職員労務課長	教育委員会事務局教職員人事部教職員労務課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局施設部教育施設課長	教育委員会事務局施設部教育施設課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局学校教育企画部小中学校企画課長	教育委員会事務局学校教育企画部小中学校企画課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局学校教育企画部	教育委員会事務局学校教育企画部

画部教育課程推進室長	画部教育課程推進室が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局学校教育企画部学校支援・地域連携課長	教育委員会事務局学校教育企画部学校支援・地域連携課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課長	教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課長	教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育相談課長	教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育相談課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課長	教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局人権健康教育部健康教育・食育課長	教育委員会事務局人権健康教育部健康教育・食育課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務

を「

教育委員会事務局教育政策統括部総務課長	教育委員会事務局における別表第3及び第4の支出負担行為の確認に関する会計事務（教育委員会事務局の他の審査出納員に委任されたものを除く。）
教育委員会事務局教育DX推進部教育DX推進課長	教育委員会事務局教育DX推進部教育DX推進課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務

教育委員会事務局教職員企画部教職員育成課長	教育委員会事務局教職員企画部教職員育成課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局教職員企画部教職員労務課長	教育委員会事務局教職員企画部教職員労務課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局学校教育部学校経営支援課長	教育委員会事務局学校教育部学校経営支援課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局学校教育部学校支援・地域連携課長	教育委員会事務局学校教育部学校支援・地域連携課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局学校教育部高校教育課長	教育委員会事務局学校教育部高校教育課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局学校教育部特別支援教育相談課長	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育相談課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局学校教育部人権健康教育課長	教育委員会事務局学校教育部人権健康教育課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局教育環境整備部教育施設課長	教育委員会事務局教育環境整備部教育施設課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務
教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策部不登校支援・いじめ対策課長	教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策部不登校支援・いじめ対策課が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務

	関する会計事務
教育委員会事務局学校給食・食育推進部学校給食・食育推進課長	教育委員会事務局学校給食・食育推進部が所管する別表第5の支出負担行為の確認に関する会計事務

」

に改め、「指導主事室長」を「学校教育支援課長」に改める。

別表第3中「集約化事務に係るものを除く」を「総務局総務部庶務デスク運営課長に委任されたものを除く」に改める。

横 浜 市 告 示 第 110 号

会 計 事 務 の 一 部 の 現 金 出 納 員 等 及 び 現 金 分 任 出 納 員 等 へ
の 委 任 の 一 部 改 正

会 計 事 務 の 一 部 の 現 金 出 納 員 等 及 び 現 金 分 任 出 納 員 等 へ の 委 任 (令 和 6 年 3 月 横 浜 市 告 示 第 101 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

令 和 7 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

別 表 第 1 中

「

健康福祉局総務部 環境施設課長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市墓地及び納骨堂に関する条例（平成5年3月横浜市条例第14号）第5条第1項、第5条の2第1項及び第11条第3項の規定による墓地使用料、墓地管理料及び墓地使用許可証書換等手数料の収納に関する会計事務
健康福祉局総務部 環境施設課久保山 斎場長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市斎場条例（昭和55年3月横浜市条例第9号）第3条第1項、第5条第5項及び第7条第3項の規定による斎場使用料並びに横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）第2条第20号及び第199号の規定による墓地使用許可証書換等手数料の収納に関する会計事務
健康福祉局総務部	所属職員のうち現	・横浜市斎場条例

<p>環境施設課南部斎 場長</p>	<p>金出納員から委任 を受けた者</p>	<p>(昭和55年3月横 浜市条例第9号) 第3条第1項、第 5条第5項及び第 7条第3項の規定 による斎場使用料 並びに横浜市手数 料条例(平成12年 3月横浜市条例第 32号)第2条第20 号及び第199号の 規定による墓地使 用許可証書換等手 数料の収納に關す る会計事務</p>
<p>健康福祉局総務部 環境施設課北部斎 場長</p>	<p>所属職員のうち現 金出納員から委任 を受けた者</p>	<p>・横浜市斎場条例 (昭和55年3月横 浜市条例第9号) 第3条第1項、第 5条第5項及び第 7条第3項の規定 による斎場使用料 並びに横浜市手数 料条例(平成12年 3月横浜市条例第 32号)第2条第20 号及び第199号の 規定による墓地使 用許可証書換等手 数料の収納に關す る会計事務</p>
<p>健康福祉局総務部 環境施設課戸塚斎 場長</p>	<p>所属職員のうち現 金出納員から委任 を受けた者</p>	<p>・横浜市斎場条例 (昭和55年3月横 浜市条例第9号) 第3条第1項、第 5条第5項及び第 7条第3項の規定 による斎場使用料 並びに横浜市手数 料条例(平成12年</p>

		3月横浜市条例第32号)第2条第20号及び第199号の規定による墓地使用許可証書換等手数料の収納に関する会計事務
--	--	--

を
「

健康福祉局企画部 環境施設課長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市墓地及び骨堂に関する条例(平成5年3月横浜市条例第14号)第5条第1項、第5条の2第1項及び第11条第3項の規定による墓地使用料、墓地管理料及び墓地使用許可証書換等手数料の収納に関する会計事務
健康福祉局企画部 環境施設課南部斎場長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市斎場条例(昭和55年3月横浜市条例第9号)第6条第1項、第9条第5項の規定による斎場使用料並びに横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)第2条第20号及び第199号の規定による墓地使用許可証書換等手数料の収納に関する会計事務
健康福祉局企画部 環境施設課北部斎	所属職員のうち現金出納員から委任	・横浜市斎場条例(昭和55年3月横

<p>場 長</p>	<p>を 受 け た 者</p>	<p>浜 市 条 例 第 9 号) 第 6 条 第 1 項、第 9 条 第 5 項 の 規 定 に よ る 斎 場 使 用 料 並 び に 横 浜 市 手 数 料 条 例 (平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 32 号) 第 2 条 第 20 号 及 び 第 199 号 の 規 定 に よ る 墓 地 使 用 許 可 証 書 換 等 手 数 料 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務</p>
<p>健 康 福 祉 局 企 画 部 環 境 施 設 課 戸 塚 斎 場 長</p>	<p>所 属 職 員 の う ち 現 金 出 納 員 か ら 委 任 を 受 け た 者</p>	<p>・ 横 浜 市 斎 場 条 例 (昭 和 55 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 9 号) 第 6 条 第 1 項、第 9 条 第 5 項 の 規 定 に よ る 斎 場 使 用 料 並 び に 横 浜 市 手 数 料 条 例 (平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 32 号) 第 2 条 第 20 号 及 び 第 199 号 の 規 定 に よ る 墓 地 使 用 許 可 証 書 換 等 手 数 料 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務</p>

に 改 め、

「

<p>み ど り 環 境 局 農 政 部 農 業 振 興 課 長</p>	<p>所 属 職 員 の う ち 現 金 出 納 員 か ら 委 任 を 受 け た 者</p>	<p>・ 野 菜 や 花 き 等 の 市 民 等 へ の 販 売 に よ る 収 入 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務</p>
<p>み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 北 部 公 園 緑 地 事 務 所 長</p>	<p>所 属 職 員 の う ち 現 金 出 納 員 か ら 委 任 を 受 け た 者</p>	<p>・ 横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 16 条 の 規 定 に よ る 公 園 使 用 料 の 収</p>

		納に関する会計事務
みどり環境局公園緑地部南部公園緑地事務所長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第16条の規定による公園使用料の収納に関する会計事務

を「

みどり環境局公園緑地部北部公園緑地事務所長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第16条の規定による公園使用料の収納に関する会計事務
みどり環境局公園緑地部南部公園緑地事務所長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第16条の規定による公園使用料の収納に関する会計事務
みどり環境局農政部農業振興課長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・野菜や花き等の市民等への販売による収入金の収納に関する会計事務

に改め、「人権健康教育部健康教育・食育課長」を「学校給食・食育推進部学校給食・食育推進課長」に改める。

別表第2中

横浜市馬場保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市馬場保育園における収入金の収納に関する会計事務
-----------	-----------------------	-----------------------------

を
「

横浜市馬場保育園 長	所属職員のうち現 金出納員から委任 を受けた者	・横浜市馬場保育 園における収入金 の収納に関する会 計事務
鶴見区福祉保健セ ンター生活支援課 長	所属職員のうち現 金出納員から委任 を受けた者	・生活保護法（昭 和25年法律第144 号）第63条の規定 に基づく返還金並 びに第77条の2及 び第78条の規定に 基づく徴収金の収 納に関する会計事 務（ただし口座振 込による方法に限 る。） ・保護の変更、停 止又は廃止に伴い 、前渡した保護金 品に過支給額が生 じた場合の民法（ 明治29年法律第89 号）第703条の規 定に基づく返還金 の収納に関する会 計事務（ただし口 座振込による方法 に限る。）

に改め、
「

横浜市松見保育園 長	所属職員のうち現 金出納員から委任 を受けた者	・横浜市松見保育 園における収入金 の収納に関する会 計事務
---------------	-------------------------------	---

を
「

横浜市松見保育園	所属職員のうち現	・横浜市松見保育
----------	----------	----------

長	金 出 納 員 か ら 委 任 を 受 け た 者	園 にお け る 収 入 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務
神 奈 川 区 福 祉 保 健 セ ン タ ー 生 活 支 援 課 長	所 属 職 員 の う ち 現 金 出 納 員 か ら 委 任 を 受 け た 者	・ 生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 63 条 の 規 定 に 基 づ く 返 還 金 並 び に 第 77 条 の 2 及 び 第 78 条 の 規 定 に 基 づ く 徴 収 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務 （ た だ し 口 座 振 込 に よ る 方 法 に 限 る 。 ） ・ 保 護 の 変 更 、 停 止 又 は 廃 止 に 伴 い 、 前 渡 し た 保 護 金 品 に 過 支 給 額 が 生 じ た 場 合 の 民 法 （ 明 治 29 年 法 律 第 89 号 ） 第 703 条 の 規 定 に 基 づ く 返 還 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務 （ た だ し 口 座 振 込 に よ る 方 法 に 限 る 。 ）

に 改 め 、

「

横 浜 市 南 浅 間 保 育 園 長	所 属 職 員 の う ち 現 金 出 納 員 か ら 委 任 を 受 け た 者	・ 横 浜 市 南 浅 間 保 育 園 にお け る 収 入 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務
------------------------	---	---

を

「

横 浜 市 南 浅 間 保 育 園 長	所 属 職 員 の う ち 現 金 出 納 員 か ら 委 任 を 受 け た 者	・ 横 浜 市 南 浅 間 保 育 園 にお け る 収 入 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務
------------------------	---	---

西区福祉保健センター生活支援課長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく返還金並びに第77条の2及び第78条の規定に基づく徴収金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。） ・保護の変更、停止又は廃止に伴い、前渡した保護金品に過支給額が生じた場合の民法（明治29年法律第89号）第703条の規定に基づく返還金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。）
------------------	-----------------------	--

に改め、
「

横浜市山手保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市山手保育園における収入金の収納に関する会計事務
-----------	-----------------------	-----------------------------

を
「

横浜市山手保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市山手保育園における収入金の収納に関する会計事務
中区福祉保健センター生活支援課長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定

		<p>に基づく返還金並びに第77条の2及び第78条の規定に基づく徴収金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。）</p> <p>・保護の変更、停止又は廃止に伴い、前渡した保護金品に過支給額が生じた場合の民法（明治29年法律第89号）第703条の規定に基づく返還金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。）</p>
--	--	--

に改め、

「

横浜市永田保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市永田保育園における収入金の収納に関する会計事務
-----------	-----------------------	-----------------------------

を

「

横浜市永田保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市永田保育園における収入金の収納に関する会計事務
南区福祉保健センター生活支援課長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく返還金並びに第77条の2及び第78条の規定に

		基づく徴収金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。） ・保護の変更、停止又は廃止に伴い、前渡した保護金品に過支給額が生じた場合の民法（明治29年法律第89号）第703条の規定に基づく返還金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。）
--	--	---

に改め、

「

横浜市野庭第二保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市野庭第二保育園における収入金の収納に関する会計事務
-------------	-----------------------	-------------------------------

を

「

横浜市野庭第二保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市野庭第二保育園における収入金の収納に関する会計事務
港南区福祉保健センター生活支援課長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく返還金並びに第77条の2及び第78条の規定に基づく徴収金の収納に関する会計事務（ただし口座振

		込による方法に限る。) <ul style="list-style-type: none"> ・保護の変更、停止又は廃止に伴い、前渡した保護金品に過支給額が生じた場合の民法(明治29年法律第89号)第703条の規定に基づく返還金の収納に関する会計事務(ただし口座振込による方法に限る。)
--	--	--

に改め、

「

横浜市天王町保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市天王町保育園における収入金の収納に関する会計事務
------------	-----------------------	--

を

「

横浜市天王町保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市天王町保育園における収入金の収納に関する会計事務
保土ヶ谷区福祉保健センター生活支援課長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定に基づく返還金並びに第77条の2及び第78条の規定に基づく徴収金の収納に関する会計事務(ただし口座振込による方法に限る。)

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保 護 の 変 更 、 停 止 又 は 廃 止 に 伴 い 、 前 渡 し た 保 護 金 品 に 過 支 給 額 が 生 じ た 場 合 の 民 法 (明 治 29 年 法 律 第 89 号) 第 703 条 の 規 定 に 基 づ く 返 還 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務 (た だ し 口 座 振 込 に よ る 方 法 に 限 る 。)
--	--	---

に 改 め 、

「

横 浜 市 ひ か り が 丘 保 育 園 長	所 属 職 員 の う ち 現 金 出 納 員 か ら 委 任 を 受 け た 者	・ 横 浜 市 ひ か り が 丘 保 育 園 に お け る 収 入 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務
-------------------------	---	---

を

「

横 浜 市 ひ か り が 丘 保 育 園 長	所 属 職 員 の う ち 現 金 出 納 員 か ら 委 任 を 受 け た 者	・ 横 浜 市 ひ か り が 丘 保 育 園 に お け る 収 入 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務
旭 区 福 祉 保 健 セ ン タ ー 生 活 支 援 課 長	所 属 職 員 の う ち 現 金 出 納 員 か ら 委 任 を 受 け た 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生 活 保 護 法 (昭 和 25 年 法 律 第 144 号) 第 63 条 の 規 定 に 基 づ く 返 還 金 並 び に 第 77 条 の 2 及 び 第 78 条 の 規 定 に 基 づ く 徴 収 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務 (た だ し 口 座 振 込 に よ る 方 法 に 限 る 。) ・ 保 護 の 変 更 、 停 止 又 は 廃 止 に 伴 い 、 前 渡 し た 保 護 金

		品に過支給額が生じた場合の民法（明治29年法律第89号）第703条の規定に基づく返還金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。）
--	--	--

に改め、

「

横浜市洋光台第二保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市洋光台第二保育園における収入金の収納に関する会計事務
--------------	-----------------------	--------------------------------

を

「

横浜市洋光台第二保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市洋光台第二保育園における収入金の収納に関する会計事務
磯子区福祉保健センター生活支援課長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく返還金並びに第77条の2及び第78条の規定に基づく徴収金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。） ・保護の変更、停止又は廃止に伴い、前渡した保護金品に過支給額が生じた場合の民法（明治29年法律第89

		号) 第 703 条 の 規 定 に 基 づ く 返 還 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務 (た だ し 口 座 振 込 に よ る 方 法 に 限 る 。)
--	--	---

に 改 め 、

「

横 浜 市 南 六 浦 保 育 園 長	所 属 職 員 の う ち 現 金 出 納 員 か ら 委 任 を 受 け た 者	・ 横 浜 市 南 六 浦 保 育 園 に お け る 収 入 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務
------------------------	---	--

を

「

横 浜 市 南 六 浦 保 育 園 長	所 属 職 員 の う ち 現 金 出 納 員 か ら 委 任 を 受 け た 者	・ 横 浜 市 南 六 浦 保 育 園 に お け る 収 入 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務
金 沢 区 福 祉 保 健 セ ン タ ー 生 活 支 援 課 長	所 属 職 員 の う ち 現 金 出 納 員 か ら 委 任 を 受 け た 者	・ 生 活 保 護 法 (昭 和 25 年 法 律 第 144 号) 第 63 条 の 規 定 に 基 づ く 返 還 金 並 び に 第 77 条 の 2 及 び 第 78 条 の 規 定 に 基 づ く 徴 収 金 の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務 (た だ し 口 座 振 込 に よ る 方 法 に 限 る 。) ・ 保 護 の 変 更 、 停 止 又 は 廃 止 に 伴 い 、 前 渡 し た 保 護 金 品 に 過 支 給 額 が 生 じ た 場 合 の 民 法 (明 治 29 年 法 律 第 89 号) 第 703 条 の 規 定 に 基 づ く 返 還 金 の 収 納 に 関 す る 会

		計事務（ただし口座振込による方法に限る。）
--	--	-----------------------

に改め、

「

横浜市南日吉保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市南日吉保育園における収入金の収納に関する会計事務
------------	-----------------------	------------------------------

を

「

横浜市南日吉保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市南日吉保育園における収入金の収納に関する会計事務
港北区福祉保健センター生活支援課長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく返還金並びに第77条の2及び第78条の規定に基づく徴収金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。） ・保護の変更、停止又は廃止に伴い、前渡した保護金品に過支給額が生じた場合の民法（明治29年法律第89号）第703条の規定に基づく返還金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。）

に改め、
「

横浜市長津田保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市長津田保育園における収入金の収納に関する会計事務
------------	-----------------------	------------------------------

を
「

横浜市長津田保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市長津田保育園における収入金の収納に関する会計事務
緑区福祉保健センター生活支援課長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく返還金並びに第77条の2及び第78条の規定に基づく徴収金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。） ・保護の変更、停止又は廃止に伴い、前渡した保護金品に過支給額が生じた場合の民法（明治29年法律第89号）第703条の規定に基づく返還金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。）

に改め、
「

横浜市奈良保育園 長	所属職員のうち現 金出納員から委任 を受けた者	・横浜市奈良保育 園における収入金 の収納に関する会 計事務
---------------	-------------------------------	---

を
「

横浜市奈良保育園 長	所属職員のうち現 金出納員から委任 を受けた者	・横浜市奈良保育 園における収入金 の収納に関する会 計事務
青葉区福祉保健セ ンター生活支援課 長	所属職員のうち現 金出納員から委任 を受けた者	・生活保護法（昭 和25年法律第144 号）第63条の規定 に基づく返還金並 びに第77条の2及 び第78条の規定に 基づく徴収金の収 納に関する会計事 務（ただし口座振 込による方法に限 る。） ・保護の変更、停 止又は廃止に伴い 、前渡した保護金 品に過支給額が生 じた場合の民法（ 明治29年法律第89 号）第703条の規 定に基づく返還金 の収納に関する会 計事務（ただし口 座振込による方法 に限る。）

に改め、
「

横浜市みどり保育 園長	所属職員のうち現 金出納員から委任 を受けた者	・横浜市みどり保 育園における収入 金の収納に関する
----------------	-------------------------------	----------------------------------

		会 計 事 務
--	--	---------

を
「

横浜市みどり保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市みどり保育園における収入金の収納に関する会計事務
都筑区福祉保健センター生活支援課長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく返還金並びに第77条の2及び第78条の規定に基づく徴収金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。） ・保護の変更、停止又は廃止に伴い、前渡した保護金品に過支給額が生じた場合の民法（明治29年法律第89号）第703条の規定に基づく返還金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。）

に改め、
「

横浜市北上飯田保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市北上飯田保育園における収入金の収納に関する会計事務
-------------	-----------------------	---

を

横浜市北上飯田保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市北上飯田保育園における収入金の収納に関する会計事務
泉区福祉保健センター生活支援課長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく返還金並びに第77条の2及び第78条の規定に基づく徴収金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。） ・保護の変更、停止又は廃止に伴い、前渡した保護金品に過支給額が生じた場合の民法（明治29年法律第89号）第703条の規定に基づく返還金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。）

に改め、

横浜市公田保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市公田保育園における収入金の収納に関する会計事務
-----------	-----------------------	-----------------------------

を

横浜市公田保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任	・横浜市公田保育園における収入金
-----------	------------------	------------------

	を受けた者	の 収 納 に 関 す る 会 計 事 務
栄区福祉保健センター生活支援課長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく返還金並びに第77条の2及び第78条の規定に基づく徴収金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。） ・保護の変更、停止又は廃止に伴い、前渡した保護金品に過支給額が生じた場合の民法（明治29年法律第89号）第703条の規定に基づく返還金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。）

に改め、

「

横浜市原宿保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市原宿保育園における収入金の収納に関する会計事務
-----------	-----------------------	-----------------------------

を

「

横浜市原宿保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市原宿保育園における収入金の収納に関する会計事務
戸塚区福祉保健セ	所属職員のうち現	・生活保護法（昭

センター生活支援課長	金出納員から委任を受けた者	和25年法律第144号)第63条の規定に基づく返還金並びに第77条の2及び第78条の規定に基づく徴収金の収納に関する会計事務(ただし口座振込による方法に限る。) ・保護の変更、停止又は廃止に伴い、前渡した保護金品に過支給額が生じた場合の民法(明治29年法律第89号)第703条の規定に基づく返還金の収納に関する会計事務(ただし口座振込による方法に限る。)
------------	---------------	--

に改め、

「

横浜市二ツ橋保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市二ツ橋保育園における収入金の収納に関する会計事務
------------	-----------------------	------------------------------

を

「

横浜市二ツ橋保育園長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・横浜市二ツ橋保育園における収入金の収納に関する会計事務
瀬谷区福祉保健センター生活支援課長	所属職員のうち現金出納員から委任を受けた者	・生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定に基づく返還金並

		<p>びに第77条の2及び第78条の規定に基づく徴収金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。）</p> <p>・保護の変更、停止又は廃止に伴い、前渡した保護金品に過支給額が生じた場合の民法（明治29年法律第89号）第703条の規定に基づく返還金の収納に関する会計事務（ただし口座振込による方法に限る。）</p>
--	--	--

」

に改める。

達

達 第 6 号

庁 中 一 般

横 浜 市 係 設 置 規 程 等 の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 7 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

(横 浜 市 係 設 置 規 程 の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 係 設 置 規 程 (昭 和 35 年 5 月 達 第 10 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 1 号 の 表 中

「

総 務 部	総 務 課	庶 務 係 、 調 査 係
	管 理 課	管 理 係
	法 制 課	法 規 第 一 係 、 法 規 第 二 係

」

を

「

総 務 部	総 務 課	庶 務 係 、 調 査 係
	管 理 課	管 理 係
	法 制 課	法 規 第 一 係 、 法 規 第 二 係
	庶 務 デ ス ク 運 営 課	運 営 係 、 物 品 係

」

に 改 め 、 同 条 第 4 号 の 表 中

「

総 務 部	総 務 課	庶 務 係 、 経 理 係
	職 員 課	厚 生 係 、 職 員 係
	企 画 課	企 画 係
	環 境 施 設 課	施 設 係

を
「

企 画 部	企 画 課	企 画 係
	総 務 課	庶 務 係 、 経 理 係
	職 員 課	厚 生 係 、 職 員 係
	環 境 施 設 課	施 設 係

に 改 め 、 同 条 第 5 号 の 表 中

「

適 正 処 理 計 画 部	施 設 課	管 理 係 、 設 備 係 、 電 気 係 、 土 木 係
	処 分 地 管 理 課	運 営 管 理 係 、 適 正 管 理 係
	施 設 計 画 課	施 設 計 画 係 、 技 術 監 理 係
	鶴 見 工 場	技 術 管 理 係 、 施 設 係
	旭 工 場	技 術 管 理 係 、 施 設 係
	金 沢 工 場	技 術 管 理 係 、 施 設 係
	都 筑 工 場	技 術 管 理 係 、 施 設 係

を
「

適 正 処 理 計 画 部	施 設 課	管 理 係 、 設 備 係 、 電 気 係 、 土 木 係
	施 設 計 画 課	施 設 計 画 係 、 技 術 監 理 係
	鶴 見 工 場	技 術 管 理 係

		、 施 設 係
	旭 工 場	技 術 管 理 係 、 施 設 係
	金 沢 工 場	技 術 管 理 係 、 施 設 係
	都 筑 工 場	技 術 管 理 係 、 施 設 係

」

に改める。

(横浜市事務決裁規程の一部改正)

第2条 横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1 4 人事に係る事項の表 課長専決事項の欄第1号、第2号、第5号及び第6号中「健康福祉局」の次に「にあっては企画部職員課長」を加え、第7号中「、医療局、資源循環局及び教育委員会事務局」を「にあっては企画部職員課長、医療局及び資源循環局」に改め、「総務部人事課長」の次に「、教育委員会事務局にあっては教育政策統括部職員課長」を加え、第9号中「、医療局、資源循環局及び教育委員会事務局」を「にあっては企画部職員課長、医療局及び資源循環局」に改め、「総務部職員課長」の次に「、教育委員会事務局にあっては教育政策統括部職員課長」を加え、第12号中「教職員人事部」を「教職員企画部」に改める。

別表第1 5 予算の編成及び執行に係る事項の表 課長専決事項の欄第11号中「教職員人事部」を「教職員企画部」に改め、第12号中「総務部総務課長及び教職員人事部」を「教育政策統括部総務課長及び教職員企画部」に改める。

(横浜市斎場処務規程の一部改正)

第3条 横浜市斎場処務規程(昭和55年3月達第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「健康福祉局総務部環境施設課長」を「健康福祉局企画部環境施設課長」に改める。

第3条第1項第9号中「第2条」を「第5条」に、「第5条第2項」を「第9条第2項」に、「第7条第2項」を「第11条第2項」に、「第6条」を「第10条」に、同条同項第11号中「第4条第2項」を「第8条第2項」に、同条同項第12号中「第3条第1項」を「第5条第1項」に、同条同項第13号中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この達は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市係設置規程による次表の左欄に掲げる係に補せられ、又はこれらの係に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この達の施行の日において、それぞれ第1条の規定による改正後の横浜市係設置規程による同表の右欄に掲げる係の係長に補せられ、又はこれらの係に勤務を命ぜられたものとする。

局室部課等			係	局室部課等			係
健康福祉局	総務部	総務課	庶務係	健康福祉局	企画部	総務課	庶務係
			経理係				経理係
		職員課	厚生係			職員課	厚生係
			職員係				職員係
		企画課	企画係			企画課	企画係
	環境施設課	施設係		環境施設課	施設係		

3 この達の施行の際現に第3条の規定による改正前の横浜市斎場処務規程の規定による次表の左欄に掲げる場長若しくは場の係長に補せられ、又はこれらの場に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この達の施行の日において、それぞれ第3条の規定による改正後の横浜市斎場処務規程の規定による次表の右欄に掲げる場長若しくは場の係長に補せられ、又はこれらの場に勤務を命ぜられたものとする。

局室部課等			係	局室部課等			係
健康福祉局	総務部	環境施設課	南部斎場	健康福祉局	企画部	環境施設課	南部斎場
			北部斎場				北部斎場
			戸塚斎場				戸塚斎場

4 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

達 第 7 号

庁 中 一 般

横 浜 市 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程 (令 和 6 年 3 月 達 第 13 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 7 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

別 表 を 次 の よう に 改 め る 。

別 表 (第 2 条 第 1 項)

勤 務 場 所		職 員 の 範 囲	勤 務 別	勤 務 時 間	休 憩 時 間	休 息 時 間	勤 務 を 要 し な い 日
総 務 局	人 事 部 職 員 健 康 課	—	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 で あ ら ば 課 長 が 指 定 す る 1 日
財 政 局	主 税 部 償 却 資 産 課	—	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 で あ ら ば 課 長 が 指 定 す る 1 日
	主 税 部 納 税 管 理 課	—	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金

				で			曜 日 ま で の 間 で あ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 1 日
こども 青少年 局	総務部 監査課	—	—	午前 8 時 30 分 から 午 後 5 時 15 分 まで	午後 零 時から 午後 1 時まで	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 から 金 曜 日 ま で あ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 1 日
	こども 福祉保 健部向 陽学園	—	—	午前 8 時 30 分 から 午 後 5 時 15 分 まで	午後 零 時から 午後 1 時まで	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 から 金 曜 日 ま で あ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 1 日
	こども 福祉保 健部中 央児童 相談所	—	(1)	午前 7 時から 午後 3 時 45 分 まで	勤務時 間の途 中に 1 時間を 与える 。	—	4 週 間 を 通 じ 12 日 な る よ う に あ ら か じ め 所 長 が 指 定 す る 日
			(2)	午前 8 時 30 分 から 午 後 5 時			

			15分まで		
		(3)	午前9時45分から午後6時30分まで		
		(4)	午後零時30分から午後9時15分まで		
		(5)	午後零時30分から午前零時15分まで及び午前5時45分から午前11時30分まで	勤務時間の途中に1時間を2回与える。	
こども福祉保健部西部児童相談所	—	(1)	午前7時から午後3時45分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。	—
		(2)	午前7時45分から午後4時30分まで		
		(3)	午後零時30分		
					4週間を通じ12日となるようあらかじめ所長が指定する日

				から午後9時15分まで			
			(4)	午後零時から午前15分まで及び午前5時45分から午前11時30分まで	勤務時間の途中に1時間を2回与える。		
健康福祉局	地域福祉保健部福祉課	—	—	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	—	日曜日、土曜日及び日曜日から金曜日の間であらじめが指定する1日
	健康推進部健康推進課	—	—	午前9時30分から午後4時45分まで	午後零時から午後1時まで	—	日曜日及び土曜日
	松風学園	—	(1)	午前8時30分から午後5時15分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。	—	8週間を通じ、24日となるようあらかじめ

			(2)	午前9時45分から午後6時30分まで			じめ園長が指す日
		—	—	午前8時45分から午後5時30分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。	—	日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日の間であらじめ園長が指す1日
医療局	健康安全部健康安全課	—	—	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	—	日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日の間であらじめ園長が指す1日
	健康安全部食品衛生課	—	—	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	—	日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日の間であらじめ園長が指す1日

							指 定 す る 1 日
	衛 生 研 究 所 微 生 物 検 査 研 究 課	—	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 日 曜 日 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま ま 間 あ ら じ め か 課 指 定 す る 1 日
		—	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 3 時 45 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 及 び 土 曜 日
み どり 環 境 局	公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 事 業 課	公 園 緑 地 の 設 計 ・ 施 工 監 督	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 日 曜 日 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま ま 間 あ ら じ め か 課 指 定 す る 1 日
		公 園 ・ 緑 地 の 画 定 及 び 用 地 取 得	—	午 前 9 時 か ら 午 後 4 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 及 び 土 曜 日

	公園緑地部環境活動支援センター	—	—	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	—	日曜日、土曜日及び日曜日から金曜日の間であらかじめセンター長が指定する1日
	公園緑地部南部公園緑地事務所	—	—	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	—	日曜日、土曜日及び日曜日から金曜日の間であらかじめ所長が指定する1日
	環境保全部大気・音環境課	—	—	午前8時30分から午後3時45分まで	午後零時から午後1時まで	—	日曜日及び土曜日
下水道河川局	下水道事務所	—	—	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	—	日曜日、土曜日及び日曜日から金曜日の間であらかじめ

						所長が 指定す る1日
下水道 施設部 施設管 理課	—	—	午前8 時30分 から午 後5時 15分ま で	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ か課長 指定す る1日
神奈川 水再生 センター	—	—	午前8 時30分 から午 後5時 15分ま で	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ センター 長が指 定する 1日
南部水 再生セ ンター	—	—	午前8 時30分 から午 後5時 15分ま で	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ センター 長が指 定する 1日

栄水再生センター	庶務労務経理業務に従事者	—	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	—	る1日 日曜日、土曜日及び日曜日から金曜日の間であらかじめセンター長が指定する1日
		(1)	午前8時30分から午後5時15分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。	—	4週間を通じ12日となるようあらかじめセンター長が指定する日
		(2)			勤務時間の途中に15分間を与える。	
水再生センターの維持管理業務に従事者	—	(3)	午後4時30分から午前9時30分まで	勤務時間の途中に45分間を2回与える。	勤務時間の途中に15分間を2回与える。	
		(1)	午前8時30分から午後5時15分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。	—	4週間を通じ12日となるようあらかじめセンター長が指定する日
		(2)			勤務時間の途中に15分間を与える。	
北部下水道センター	—	(3)	午後4時30分から午前9時30分まで	勤務時間の途中に45分間を2回与える。	勤務時間の途中に15分間を2回与える。	
		(1)	午前8時30分から午後5時15分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。	—	4週間を通じ12日となるようあらかじめセンター長が指定する日
		(2)			勤務時間の途中に15分間を与える。	

	設 備 課	—	—	午 前 9 時 か ら 午 後 4 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 及 び 土 曜 日
資 源 循 環 局	家 庭 系 廃 棄 物 対 策 部 業 務 課	一 般 廃 棄 物 の 分 別 排 出 に 係 る 啓 指 導 に 従 す 者	—	午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 4 時 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で あ ら じ め が 課 長 定 指 する 1 日
	家 庭 系 廃 棄 物 対 策 部 街 の 美 化 推 進 課	街 の 美 化 推 進 に 関 す る 事 務 に 従 す 者	—	午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 4 時 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 及 び 土 曜 日
	事 業 系 廃 棄 物 対 策 部 事 業 系 廃 棄 物 対 策 課	自 動 車 運 転 業 に 従 す 者	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 土 曜 日 ま で の 間 で あ ら じ め が 課 長 定 指 する 2 日
	産 業 廃 棄	—	—	午 前 8 時 30 分	午 後 零 時 か ら	—	日 曜 日 及 び 月

	処業の可及び指導等に事する者		午後5時15分まで	午後1時まで		曜日か ら土曜 日間で あらか じめ課 長が指 定する 2日
事務所 (北部 事務所 を除く 。)	ヨコハマ プラザ5 3進関事 務及び庶 務に事 務者	—	午前8 時から 午後4 時45分 まで	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 及び土 曜日の 間であ らじめ 長が指 定する 2日
	一般廃 棄物の 収集運 搬、査 等に事 務者	—	午前8 時から 午後4 時45分 まで	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 及び土 曜日の 間であ らじめ 長が指 定する 2日
北部事 務所	—	—	午前8 時から 午後4 時45分	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 及び土 曜日の 間であ らじめ 長が指 定する 2日

			まで			日 の あ ら じ め 長 定 2 日
工場（ 鶴見工 場に限 る。）	運 転 操 作 業 務 等 に 事 務 者	(1)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	勤 務 時 間 の 途 中 に 1 時 間 を 与 え る 。	勤 務 時 間 の 途 中 に 15 分 間 を 与 え る 。	8 週 間 を 通 じ 24 日 と な る よ う に あ ら じ め 場 長 が 指 定 す る 日
		(2)	午 後 4 時 か ら 午 前 9 時 ま で	勤 務 時 間 の 途 中 に 45 分 間 を 2 回 与 え る 。	勤 務 時 間 の 途 中 に 15 分 間 を 2 回 与 え る 。	
	検 量 、 投 入 、 場 内 保 守 等 に 事 務 者	(1)	午 前 6 時 45 分 か ら 午 後 3 時 30 分 ま で	勤 務 時 間 の 途 中 に 1 時 間 を 与 え る 。	—	1 週 間 に つ き 3 日 と な る よ う に あ ら じ め 場 長 が 指 定 す る 日
		(2)	午 前 7 時 45 分 か ら 午 後 4 時 30 分 ま で			
		(3)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で			
		(4)	午 前 8 時 45 分 か ら 午			

			後 5 時 30 分 ま で			
		(5)	午 前 9 時 15 分 か ら 午 後 6 時 ま で			
工場（ 鶴見工 場を除 く。）	点 検 整 備 業 務 に 事 従 す 者	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 土 曜 日 ま で の 間 あ ら じ め 長 が 定 む 2 日
	運 転 操 業 等 に 事 従 す 者	(1)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	勤 務 時 間 の 途 中 に 1 時 間 を 与 え る 。	勤 務 時 間 の 途 中 に 15 分 間 を 与 え る 。	8 週 間 を 通 じ 24 日 と な る よ う に あ ら じ め 長 が 指 定 日
		(2)	午 後 4 時 か ら 午 前 9 時 ま で	勤 務 時 間 の 途 中 に 45 分 間 を 2 回 与 え る 。	勤 務 時 間 の 途 中 に 15 分 間 を 2 回 与 え る 。	
	検 量 、 投 入 、 内 場 保 守 等 に 事 従 す 者	(1)	午 前 6 時 45 分 か ら 午 後 3 時 30 分 ま で	勤 務 時 間 の 途 中 に 1 時 間 を 与 え る 。	—	日 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 土 曜 日 ま で の 間 あ ら じ め 長 が 指
		(2)	午 前 7 時 45 分 か ら 午			

				後 4 時 30 分 ま で			定 する 2 日
			(3)	午 前 8 時 15 分 か ら 午 後 5 時 ま で			
			(4)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で			
			(5)	午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 30 分 ま で			
			(6)	午 前 9 時 15 分 か ら 午 後 6 時 ま で			
建 築 局	公 共 建 築 部 保 全 推 進 課	—	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 3 時 45 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 及 び 土 曜 日
都 市 整 備 局	防 災 ま ち づ く り 推 進 室 防 災 ま ち づ く り 推 進 課	—	—	午 前 9 時 か ら 午 後 4 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 及 び 土 曜 日
道 路 局	計 画 調 整 部 技	—	—	午 前 8 時 30 分	午 後 零 時 か ら	—	日 曜 日 、 土 曜

	術 監 理 課			か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 1 時 ま で		日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 で あ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 1 日
	道 路 部 路 政 課	—	(1)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 で あ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 1 日
			(2)		午 後 1 時 か ら 午 後 2 時 ま で		
港 湾 局	港 湾 管 理 部 水 域 管 理 課	—	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	8 週 間 を 通 じ 24 日 と な る よ う に あ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 日
鶴 見 区	総 務 部 地 域 振 興 課	—	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 で あ ら か じ め

						課長が 指定する 1日
総務部 税務課	家の 評価に 関する 業務に 従事者	—	午前8 時30分 から午 後5時 15分ま で	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ か課長 指定す る1日
	滞納 に関する 業務に 従事者	—	午前8 時30分 から午 後5時 15分ま で	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ か課長 指定す る1日
福祉保 健セン ター福 祉保健 課	—	—	午前8 時30分 から午 後5時 15分ま で	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ か課長 指定す る1日
土木事	—	—	午前8	午後零	—	日曜日

	務 所			時 30分 か ら 午 後 5時 15分ま で	時 か ら 午 後 1 時 ま で		、 土 曜 日 及 び 日 曜 日 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 であ ら か じ め 所 属 長 が 指 定 す る 1 日
神 奈 川 区	総 務 部 総 務 課	—	(1)	午 前 8 時 30分 か ら 午 後 5時 15分ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 日 曜 日 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 であ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 1 日
			(2)		午 後 1 時 か ら 午 後 2 時 ま で		
神 奈 川 区	総 務 部 戸 籍 課	—	(1)	午 前 8 時 30分 か ら 午 後 5時 15分ま で	午 前 11 時 か ら 午 後 零 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 日 曜 日 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 であ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 1 日
			(2)		午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で		
			(3)		午 後 1 時 か ら 午 後 2 時 ま で		
			(4)		午 後 2 時 か ら 午 後 3 時 ま で		

西 区	総 務 部 税 務 課	—	(1)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 ま だ	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま だ	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま だ の 間 で あ ら じ め が 課 長 が 指 定 す る 1 日
			(2)	15 分 ま だ	午 後 1 時 か ら 午 後 2 時 ま だ		
	総 務 部 区 会 計 室	—	(1)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 ま だ	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま だ	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま だ の 間 で あ ら じ め が 課 長 が 指 定 す る 1 日
			(2)	15 分 ま だ	午 後 1 時 か ら 午 後 2 時 ま だ		
	土 木 事 務 所	—	(1)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 ま だ	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま だ	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま だ の 間 で あ ら じ め が 所 属 長 が 指 定 す る 1 日
			(2)	15 分 ま だ	午 後 1 時 か ら 午 後 2 時 ま だ		
中 区	総 務 部 総 務 課	—	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午	午 後 零 時 か ら 午 後 1	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び

			後 5 時 15 分 ま で	時 まで		月 曜 日 か ら 金 曜 日 間 で の あ ら じ め か 長 が 課 指 定 指 1 日 る
総 務 部 税 務 課	—	(1)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 間 で の あ ら じ め か 長 が 課 指 定 指 1 日 る
		(2)		午 後 1 時 か ら 午 後 2 時 ま で	—	
福 祉 保 健 セ ン タ ー 福 祉 保 健 課	—	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 間 で の あ ら じ め か 長 が 課 指 定 指 1 日 る
福 祉 保 健 セ ン タ ー 高 齢 ・ 障 害 支 援 課	—	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 間 で の

							であら かじめ 課長が 指す日 る1日
	竹之丸 保育園	—	—	午前8 時30分 から午 後5時 15分 まで	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ か園長 指す日 る1日
	土木事 務所	—	(1)	午前8 時30分 から午 後5時 15分 まで	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ 所属長 指す日 る1日
(2)			午後1 時から 午後2 時まで				
南区	総務部 総務課	—	—	午前8 時30分 から午 後5時 15分 まで	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ か課長

						指定する1日
総務部 戸籍課	—	(1)	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	—	日曜日、土曜日及び日曜日、月曜日から金曜日の間であらかじめ課長が指定する1日
		(2)	15分まで	午後1時から午後2時まで		
総務部 税務課	—	—	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	—	日曜日、土曜日及び日曜日、月曜日から金曜日の間であらかじめ課長が指定する1日
福祉保健センター生活支援課	—	—	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	—	日曜日、土曜日及び日曜日、月曜日から金曜日の間であらかじめ課長が指定する1日
福祉保健セン	—	(1)	午前8時30分	午後零時から	—	日曜日、土曜

	タ ー 保 険 年 金 課		(2)	か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 1 時 ま で 午 後 1 時 か ら 午 後 2 時 ま で		日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま 間 であ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 1 日
港 南 区	総 務 部 総 務 課	—	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま 間 であ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 1 日
	総 務 部 税 務 課	—	(1)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま 間 であ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 1 日
	野 庭 第 二 保 育 園	—	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	勤 務 時 間 の 途 中 に 1 時 間 を 与 え る 。	—	日 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 土 曜 日 ま で の 間

						あらか じめ園 長が指 定する 2日
福祉保 健セン ター生 活支援 課	生活保 護に関 する事 務業務 に従事 する者	(1)	午前8 時30分 から午 後5時 15分ま で	午後零 時から 午後1 時まで 午後1 時から 午後2 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ が指定 する1日
		(2)				
	生活保 護に関 する決 定支 援、導 指に関 する業 務に従 事する 者	(1)	午前8 時30分 から午 後5時 15分ま で	午後零 時から 午後1 時まで 午後1 時から 午後2 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ が指定 する1日
		(2)				
福祉保 健セン ター保 険年金 課	—	(1)	午前8 時30分 から午 後5時 15分ま で	午後零 時から 午後1 時まで 午後1 時から 午後2 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ
		(2)				

							課長が 指定す る1日
保土ヶ 谷区	総務部 総務課	—	(1)	午前8 時30分 から午 後5時 15分ま で	午後零 時から 午後1 時まで 午後1 時から 午後2 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ か課長 が指定 する1日
			(2)				
	総務部 税務課	—	—	午前8 時30分 から午 後5時 15分ま で	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ か課長 が指定 する1日
福祉保 健セン ターこ ども家 庭支援 課	—	—	(1)	午前8 時30分 から午 後3時 45分ま で	勤務時 間の途 中に1 時間を 与える 。	—	日曜日 及び土 曜日
			(2)	午前10 時から 午後5 時15分 まで			
土木事 務所	—	—	(1)	午前8 時45分	午後零 時から	—	日曜日 及び土

			(2)	から午後4時まで	午後1時から午後2時まで		曜日	
				まで	まで			
旭区	総務部 総務課	—	—	午前8時30分 から午後5時 15分まで	午後零時 から午後1時 まで	—	日曜日 、金曜日 及び土曜日	
	総務部 戸籍課	—	—	午前8時30分 から午後5時 15分まで	勤務時間の 途中に1時間 を与える。	—	日曜日 、木曜日 及び土曜日	
	総務部 税務課	市民に 関する業務 に従事する 者	—	—	午前8時30分 から午後5時 15分まで	午後零時 から午後1時 まで	—	日曜日 、金曜日 及び土曜日
		土地の 評価に 関する業務 に従事する 者	—	—	午前8時30分 から午後3時 45分まで	午後零時 から午後1時 まで	—	日曜日 及び土曜日
	福祉保 健セン ター生 活支援 課	—	—	午前8時30分 から午後5時 15分まで	午後零時 から午後1時 まで	—	日曜日 、水曜日 及び土曜日	

磯子区	総務部 税務課	—	(1)	で 午前 8 時 30 分 から 午 後 5 時 15 分ま で	午前 11 時から 午後 零 時まで 午後 零 時から 午後 1 時まで 午後 1 時から 午後 2 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ か課長 が指 定する 1日
			(2)				
			(3)				
	福祉保 健セン ター保 険年金 課	—	(1)	午前 8 時 30 分 から 午 後 5 時 15 分ま で	午後 零 時から 午後 1 時まで 午後 1 時から 午後 2 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ か課長 が指 定する 1日
			(2)				
	金沢区	総務部 税務課	税諸 証の 発行 に 関 する 業 務 等 に 従 事 者	(1)	午前 8 時 30 分 から 午 後 5 時 15 分ま で	午前 11 時から 午後 零 時まで 午後 零 時から 午後 1 時まで 午後 1 時から 午後 2 時まで	—
(2)							
(3)							
		市税 の滞 納整	—	午前 8 時 30 分 から 午	午後 零 時から 午後 1	—	日曜日 及び土 曜日

		に 理 関 す 業 務 等 に 従 事 す 者		後 3 時 45 分 ま で	時 まで		
港 北 区	総 務 部 総 務 課	—	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 で あ ら じ め が 課 長 が 指 定 す る 1 日
	総 務 部 税 務 課	—	(1)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 で あ ら じ め が 課 長 が 指 定 す る 1 日
			(2)		午 後 1 時 か ら 午 後 2 時 ま で		
福 祉 保 健 セ ン タ ー 高 齢 ・ 障 害 支 援 課	—	(1)	(1)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 で あ ら じ め
					(2)		

							課長が 指定す る1日
	福祉保 健セン ター保 険年金 課	—	(1)	午前8 時30分 から午 後5時 まで	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ 課長が 指定す る1日
			(2)	午前8 時30分 から午 後5時 まで	午後1 時から 午後2 時まで		日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ 課長が 指定す る1日
緑 区	総務部 総務課	—	—	午前8 時30分 から午 後5時 まで	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ 課長が 指定す る1日
	土木事 務所	—	—	午前8 時45分 から午 後4時 まで	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 及び土 曜日
青葉区	美しが 丘保育 園	—	—	午前8 時30分 から午 後5時 まで	勤務時 間の途 中に1 時間を 与える 。	—	日曜日 及び月 曜日か ら土曜 日まで の間で あらか じめ

							長が指 定する 2日
	福祉保 健セン ター保 険年金 課	—	—	午前8 時30分 から午 後5時 15分ま で	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ か課長 指定す る1日
都 筑 区	総務部 総務課	—	—	午前8 時30分 から午 後5時 15分ま で	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ か課長 指定す る1日
	福祉保 健セン ターこ ども家 庭支援 課	—	—	午前8 時30分 から午 後5時 15分ま で	午後零 時から 午後1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 から金 曜日の 間であ らじめ か課長 指定す る1日
	中川西	—	—	午前8	勤務時	—	日曜日

	保 育 園			時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	間 の 途 中 に 1 時 間 を 与 え る 。		、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 であ ら か じ め 園 長 が 指 定 す る 1 日
	福 祉 保 健 セ ン タ ー 保 険 年 金 課	—	—	午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 4 時 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 及 び 土 曜 日
戸 塚 区	総 務 部 総 務 課	—	—	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 であ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 1 日
	総 務 部 税 務 課	家 屋 の 評 価 に 関 する 業 等 に 従 事 者	(1) (2)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で 午 後 1 時 か ら 午 後 2 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 であ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 1 日

		市税滞納整理等に従事する者	(1)	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時30分まで	—	日曜日及び月曜日から金曜日の間であらかじめ指定する1日
			(2)		午後1時30分から午後2時30分まで		
	土木事務所	—	(1)	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	—	日曜日及び月曜日から金曜日の間であらかじめ所属が指定する1日
			(2)		午後1時から午後2時まで		
栄区	総務部 総務課	—	—	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	—	日曜日及び月曜日から金曜日の間であらかじめ指定する1日
	福祉保健 センター 福祉	自動車運業	—	午前8時30分から午	午後零時から午後1	—	日曜日及び

	社 保 健 課	務 等 に 従 事 者		後 5 時 15 分 ま で	時 ま で		月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 であ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 1 日
		健 康 づ く り に 関 す 業 等 に 従 事 者	(1)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 であ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 1 日
			(2)		午 後 1 時 か ら 午 後 2 時 ま で		
泉 区	総 務 部 税 務 課	—	(1)	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で	午 前 11 時 か ら 午 後 零 時 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 及 び 月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で の 間 であ ら か じ め 課 長 が 指 定 す る 1 日
			(2)		午 前 11 時 30 分 か ら 午 後 零 時 30 分 ま で		
			(3)		午 後 零 時 か ら 午 後 1 時 ま で		
			(4)		午 後 零 時 30 分 か ら 午 後 1 時 30 分 ま		

			(5)		で 午後1時から 午後2時まで			
瀬谷区	総務部 地域振興課	—	(1)	午前8時30分 から午後3時 45分まで	午後零時 から午後1時 まで	—	日曜日 及び土 曜日	
			(2)		午後1時 から午後2時 まで			
	中屋敷 保育園	—	—	午前8時30分 から午後5時 15分まで	勤務時間の途 中に1時間を 与える。 。		—	日曜日 及び月曜 日から土曜 日まで の間であ らかじめ 園長が指 定する2日
					土木事 務所	—		
	(2)		午後1時 から午後2時 まで					

附 則

この達は、令和7年4月1日から施行する。

達 第 8 号

庁 中 一 般

横 浜 市 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 管 理 規 程 (令 和 5 年 3 月 達 第 1 号) の 一
部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 7 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 3 条 第 8 号 中 「 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の
番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 (平 成 25 年 法 律 第 27 号) 第 2 条 第 8 項 」
を 「 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に
関 す る 法 律 (平 成 25 年 法 律 第 27 号) 第 2 条 第 9 項 」 に 改 め る 。

第 7 条 第 6 号 中 「 業 務 委 託 及 び 外 部 サ ー ビ ス 」 を 「 業 務 委 託 及 び
ク ラ ウ ド サ ー ビ ス を 含 む 外 部 サ ー ビ ス 」 に 改 め る 。

第 9 条 中 「 横 浜 市 情 報 セ キ ュ リ テ ィ ポ リ シ ー を 年 1 回 及 び 必 要 に
応 じ 見 直 さ な け れ ば な ら ない 。 」 を 「 横 浜 市 情 報 セ キ ュ リ テ ィ ポ リ
シ ー を 年 1 回 見 直 さ な け れ ば な ら ない 。 保 有 す る 情 報 及 び 利 用 す る
情 報 シ ス テ ム に 係 る 脅 威 の 発 生 の 可 能 性 及 び 発 生 時 の 損 失 等 を 分 析
し 、 リ ス ク を 検 討 し た 上 で 、 新 た に 対 策 が 必 要 に な っ た 場 合 も 同 様
と す る 。 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。 た だ し 、 第 3 条 第 8 号 の 改 正
規 定 は 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 9 号

庁 中 一 般

横 浜 市 土 木 事 務 所 規 程 (昭 和 27 年 10 月 達 第 32 号) の 一 部 を 次 の よ
う に 改 正 す る 。

令 和 7 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 1 条 第 23 号 中 「 及 び 」 を 「 、 」 に 改 め 、 「 宅 地 造 成 工 事 」 の 次
に 「 、 宅 地 造 成 等 工 事 及 び 開 発 事 業 」 を 加 え 、 同 条 第 34 号 中 「 に 基
づく 」 を 「 等 に 基 づく 」 に 、 「 (開 発 面 積 」 を 「 、 住 宅 地 造 成 事 業 、
宅 地 造 成 工 事 、 宅 地 造 成 等 工 事 及 び 開 発 事 業 (開 発 区 域 等 の 面 積 」
に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 10 号

庁 中 一 般

横 浜 市 墓 地 の 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程 (平 成 17 年 3 月 達 第 6 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 7 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 2 条 中 「 健 康 福 祉 局 総 務 部 環 境 施 設 課 長 」 を 「 健 康 福 祉 局 企 画 部 環 境 施 設 課 長 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 11 号

庁 中 一 般

横 浜 市 斎 場 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程 (昭 和 55 年 3 月 達 第 7 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 7 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 2 条 第 1 項 第 1 号 中 「 久 保 山 斎 場 、 南 部 斎 場 及 び 戸 塚 斎 場 」 を 「 南 部 斎 場 及 び 戸 塚 斎 場 」 に 、 同 項 第 2 号 中 「 午 前 8 時 15 分 から 午 後 5 時 00 分 まで 」 を 「 午 前 8 時 15 分 から 午 後 5 時 まで 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

達 第 12 号

庁 中 一 般

横 浜 市 久 保 山 霊 堂 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程 （ 平 成 20 年 3 月 達
第 20 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 7 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 2 条 中 「 健 康 福 祉 局 総 務 部 環 境 施 設 課 長 」 を 「 健 康 福 祉 局 企 画
部 環 境 施 設 課 長 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

消 防 局

消 防 局 達 第 9 号

横 浜 市 消 防 局、消 防 署 係 設 置 規 程（昭 和 37 年 8 月 消 防 局 達 第 2 号）等 の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

令 和 6 年 3 月 31 日

横 浜 市 消 防 局 長 平 中 隆

（横 浜 市 消 防 局、消 防 署 係 設 置 規 程 の 一 部 改 正）

第 1 条 横 浜 市 消 防 局、消 防 署 係 設 置 規 程（昭 和 37 年 8 月 消 防 局 達 第 2 号）の 一 部 を 次 の よう に 改 め る。

第 2 条 第 2 号 中「及 び 港 南 消 防 署」を「、港 南 消 防 署、保 土 ヶ 谷 消 防 署、旭 消 防 署 及 び 磯 子 消 防 署」に 改 め る。

第 3 条 第 1 号 の 表 中

「 予 防 課		2 市 民 に 対 す る 防 災 指 導 の 普 及 に 関 す る こ と 。	」
------------	--	---	---

を

「 予 防 課		2 市 民 に 対 す る 防 災 指 導 及 び 防 災 教 育 の 普 及 に 関 す る こ と 。	」
------------	--	---	---

に、

「		9 事 業 所 の 自 衛 消 防 等 の 育 成 及 び 指 導 に 関 す る こ と 。	」
		10 消 防 関 係 資 料 の 管 理 に 関 す る こ と 。	
		11 公 益 社 団 法 人 横 浜 市 防 火 防 災 協 会 に 関 す る こ と 。	
		12 部 内 他 の 課 及 び 係 の 主 管 に 属 し ない こ と 。	

を

「		9 事 業 所 の 自 衛 消 防 等 の 育 成 及 び 指 導 に 関 す る こ と 。	」
		10 予 防 救 急 の 推 進 に 関 す る こ と 。	
		11 消 防 関 係 資 料 の 管 理 に 関 す る こ	

- | | |
|----|------------------------|
| | と。 |
| 12 | 公益社団法人横浜市防火防災協会に関すること。 |
| 13 | 部内他の課及び係の主管に属しないこと。 |

に、

- | | |
|---|----------------------------|
| 5 | 高圧ガス保安法に係る規制、査察、指導等に関すること。 |
|---|----------------------------|

を

- | | |
|---|---|
| 5 | 高圧ガス保安法及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号）に係る規制、査察、指導等に関すること。 |
|---|---|

に改め、同条第2号の表中

- | | | |
|--------------|---|-----------------------|
| 消防出張所
第二係 | 3 | 防災指導及び防災教育に関すること。 |
| | 4 | 火災予防査察に関すること。 |
| | 5 | 消防に関わる相談に関すること。 |
| | 6 | 消防法令等に基づく届出の受付に関すること。 |
| | 7 | 消防出張所内の庶務に関すること。 |
| | 8 | 警防業務の支援に関すること。 |

を

- | | | |
|--------------|---|-------------------|
| 消防出張所
第二係 | 3 | 防災指導及び防災教育に関すること。 |
| | 4 | 予防救急の推進に関すること。 |
| | 5 | 火災予防査察に関すること。 |
| | 6 | 消防に関わる相談に関すること。 |

		<p>。</p> <p>7 消防法令等に基づく届出の受付に関すること。</p> <p>8 消防出張所内の庶務に関すること。</p> <p>9 警防業務の支援に関すること。</p>	
--	--	---	--

に、

		<p>26 救急需要対策に関すること。</p> <p>27 課内の庶務に関すること。</p>	
--	--	--	--

を

		<p>26 救急需要対策に関すること。</p> <p>27 予防救急の推進に関すること。</p> <p>28 課内の庶務に関すること。</p>	
--	--	---	--

に、

		<p>19 防災指導及び防災教育に関すること。</p>	
--	--	-----------------------------	--

を

		<p>19 防災指導及び防災教育に関すること。</p> <p>20 予防救急の推進に関すること。</p>	
--	--	--	--

に改め、同条第3号の表中

		<p>7 防災指導及び防災教育に関すること。</p> <p>8 火災予防協会等に関すること。</p> <p>9 危険物に係る許可、認可、届出、承認等に関すること。</p> <p>10 危険物取扱者等並びに危険物保安監督者等の指導及び講習に関すること。</p> <p>11 少量危険物及び指定可燃物に関</p>	
--	--	--	--

- すること。

12 液化石油ガス貯蔵施設等の設置等の許可に係る意見に関すること。

13 建築物の防火指導に関すること。

14 建築物の許可、認可及び確認の同意事務に関すること。

15 建築物の許可等の同意事務に係る消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。

16 火災予防査察に関すること。

17 火災予防等に係る違反是正に関すること。

18 防火対象物の防火管理指導に関すること。

19 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検に関すること。

20 消防用設備等及び特殊消防用設備等の維持管理の指導に関すること。

21 防災処理に関すること。

22 警防業務の支援に関すること。

を

- 7 防災指導及び防災教育に関すること。

8 予防救急の推進に関すること。

9 火災予防協会等に関すること。

10 危険物に係る許可、認可、届出、承認等に関すること。

11 危険物取扱者等並びに危険物保安監督者等の指導及び講習に関すること。

12 少量危険物及び指定可燃物に関すること。

13 液化石油ガス貯蔵施設等の設置等の許可に係る意見に関すること。

- 。 建 築 物 の 防 火 指 導 に 関 す る こ と
- 14 建 築 物 の 防 火 指 導 に 関 す る こ と
- 。 建 築 物 の 許 可 、 認 可 及 び 確 認 の 同 意 事 務 に 関 す る こ と 。
- 15 建 築 物 の 許 可 、 認 可 及 び 確 認 の 同 意 事 務 に 関 す る こ と 。
- 16 建 築 物 の 許 可 等 の 同 意 事 務 に 係 る 消 防 用 設 備 等 及 び 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 設 置 指 導 及 び 検 査 に 関 す る こ と 。
- 17 火 災 予 防 査 察 に 関 す る こ と 。
- 18 火 災 予 防 等 に 係 る 違 反 是 正 に 関 す る こ と 。
- 19 防 火 対 象 物 の 防 火 管 理 指 導 に 関 す る こ と 。
- 20 消 防 用 設 備 等 及 び 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 点 検 に 関 す る こ と 。
- 21 消 防 用 設 備 等 及 び 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 維 持 管 理 の 指 導 に 関 す る こ と 。
- 22 防 災 処 理 に 関 す る こ と 。
- 23 警 防 業 務 の 支 援 に 関 す る こ と 。

に、

- 3 防 災 指 導 及 び 防 災 教 育 に 関 す る こ と 。
- 4 火 災 予 防 査 察 に 関 す る こ と 。
- 5 消 防 に 関 わ る 相 談 に 関 す る こ と 。
- 。 消 防 法 令 等 に 基 づ く 届 出 の 受 付 に 関 す る こ と 。
- 6 消 防 法 令 等 に 基 づ く 届 出 の 受 付 に 関 す る こ と 。
- 7 消 防 出 張 所 内 の 庶 務 に 関 す る こ と 。
- 8 警 防 業 務 の 支 援 に 関 す る こ と 。

を

- 3 防 災 指 導 及 び 防 災 教 育 に 関 す る こ と 。
- 4 予 防 救 急 の 推 進 に 関 す る こ と 。

- | | |
|---|---------------------|
| 5 | 火災予防査察に関する事 |
| 6 | 消防に関わる相談に関する事 |
| 7 | 消防法令等に基づく届出の受付に関する事 |
| 8 | 消防出張所内の庶務に関する事 |
| 9 | 警防業務の支援に関する事 |

に、

- | | |
|----|-------------|
| 26 | 救急需要対策に関する事 |
| 27 | 課内の庶務に関する事 |

を

- | | |
|----|--------------|
| 26 | 救急需要対策に関する事 |
| 27 | 予防救急の推進に関する事 |
| 28 | 課内の庶務に関する事 |

に、

- | | |
|----|-----------------|
| 18 | 防災指導及び防災教育に関する事 |
|----|-----------------|

を

- | | |
|----|-----------------|
| 18 | 防災指導及び防災教育に関する事 |
| 19 | 予防救急の推進に関する事 |

(消防署組織規程の一部改正)

第2条 消防署組織規程(昭和38年10月消防局達第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項警防課の部第20号の次に次のように加える。

(21) 予防救急の推進に関する事。

第8条第5号中「及び港南消防署」を「、港南消防署、保土ヶ谷消防署、旭消防署及び磯子消防署」に改める。

第8条第9項第7号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 予防救急の推進に関すること。

同条第10項第7号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 予防救急の推進に関すること。

(横浜市消防署処務規程の一部改正)

第3条 横浜市消防署処務規程(昭和50年2月消防局達第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び港南消防署」を「、港南消防署、保土ヶ谷消防署、旭消防署及び磯子消防署」に改める。

附 則

この達は、令和7年4月1日から施行する。

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第10号

横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程（平成17年3月病院経営局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、

「市民病院

医療安全管理室」

を

「市民病院

医療安全・医療品質管理センター」

に改め、

「感染管理室」、「医療情報部」及び「医療情報課」を削り、

「脳卒中・神経脊椎センター

医療安全管理室」

を

「脳卒中・神経脊椎センター

医療の質管理室

DX推進室」

に、

「脳卒中・神経疾患部門

臨床研究部」

を

「脳卒中・神経疾患部門

MCI・認知症センター」

臨床研究部」

に改める。

第6条医療安全管理室の項中「医療安全管理室」を「医療安全・医療品質管理センター」に改め、同項第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 医療倫理に関すること。

同項に次の7号を加える。

(6) 感染管理に関すること。

(7) チーム医療についての情報収集、分析、評価等に関すること。

(8) 診療情報の管理運用に関すること。

(9) 診療情報の抽出・分析及び活用に関すること。

(10) がん登録情報の管理運用に関すること。

(11) 臨床指標に関すること。

(12) 臨床試験、臨床研究、その他科学研究に関すること。

第6条感染管理室の項を削る。

第6条経営戦略課の項中、第3号を削り、第5号を第3号とし、第4号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号及び第9号を削り、次の5号を加える。

(6) 医療情報システムの構築に関すること。

(7) 医療情報システム（部門システム含む）の管理運用に関すること。

(8) 統合ネットワークの保守管理運用に関すること。

(9) 予防医療事業の企画、立案、管理運営等に関すること。

(10) がんゲノム医療連携病院の運営に関すること。

第6条総務課の項中第4号を削り、同条第5号を第4号とし、第6号から第12号まで1号ずつ繰り上げ、第25号を第26号とし、第13号から第24号まで1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 人員配置に係る企画、立案に関すること（人事課の主管に属するものを除く。）。

(13) 職員の人材育成計画に関すること（人事課の主管に属するものを除く。）。

第6条医事課の項第6号中「他の部、課、」の次に「科、」を加え、第13号を削り、同第14号中「、がんゲノム医療提携病院」を削り第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第6条医療情報部の項を削る。

第7条医療安全管理室の項中「医療安全管理室」を「医療の質管理室」に改め、第4号を削り、次の2号を加える。

(4) 院内感染対策の向上に関すること。

(5) その他医療安全及び医療の質向上に関すること。

第7条医療の質管理室の項の次に次の項を加える。

DX推進室

(1) デジタル技術を活用した職員の業務負担軽減、労働生産性向上及び医療サービス向上等の推進に関すること。

(2) その他DXに関すること。

第7条総務課の項第3号中「センター内」を「院内」に、第4号中「センター」を「病院」に、第21号中「課及び室」を「課、室及びセンター」に、第23号中「センター内」を「院内」に、第25号中「課及び室」を「課、室及びセンター」に改める。

第7条地域連携総合相談室の項第2号中「センター」を「病院」に改める。

第7条脳卒中・神経疾患部門の項の次に次の項を加える。

MCI・認知症センター

(1) MCI及び認知症対策の強化に関すること。

第9条第2項中「医療安全管理室に室長」を「医療安全・医療品質管理センターにセンター長」に、「医療放射線安全管理責任者及び副室長」を「医療放射線安全管理責任者及び副センター長」に改める。

同条第3項中「医療安全管理室」を「医療の質管理室」に改め、「医療放射線安全管理責任者及び医薬品安全管理責任者」の次に「DX推進室に室長、地域連携総合相談室に室長及び副室長」を加え、「脳卒中・神経疾患部門長」を「脳卒中・神経疾患部門に部門長」に改め、次に「MCI・認知症センター長、」を加える。

同条第4項中「部、課、科及び室」を「部、科、課、室及びセンター」に改める。

同条第7項中「医療安全管理室長等」を「医療安全・医療品質管理センター長等」に改める。

別表を次のとおり改める。

別表（第9条関係）

市民病院医療安全・医療品質管理センター長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院医療安全・医療品質管理センター副センター長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院医療機器安全管理責任者	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院医薬品安全管理責任者	市民病院部長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院医療放射線安全管理責任者	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院患者総合サポートセンター長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院患者総合サポートセンター担当部長	市民病院部長のうち病院事業管理者が指定する者

市民病院経営戦略室長	市民病院部長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院がんセンター長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院がんセンター担当部長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院緩和ケアセンター長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院消化器病センター長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院炎症性腸疾患センター長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院母子医療センター長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院婦人科内視鏡手術センター長	市民病院診療科医長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院心臓血管センター長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院予防医療センター長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院外来化学療法室長	市民病院診療科担当部長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院臨床研究部長	市民病院診療科担当部長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院臨床研究部担当部長	市民病院部長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院リハビリテーション部長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院臨床工学部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院栄養部長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院手術部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院画像診断部長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院検査・輸血部担当部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院看護部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者

脳卒中・神経脊椎センター 一医療の質管理室長	脳卒中・神経脊椎センター 一 副院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一医療機器安全管理責任者	脳卒中・神経脊椎センター 一 副院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一医療放射線安全管理責任者	脳卒中・神経脊椎センター 一 診療科部長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一DX推進室長	脳卒中・神経脊椎センター 一 診療科部長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一DX推進室担当部長	脳卒中・神経脊椎センター 一 部長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一地域連携総合相談室長	脳卒中・神経脊椎センター 一 副院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一地域連携総合相談室担当部長	脳卒中・神経脊椎センター 一 部長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一脳卒中・神経疾患部門長	脳卒中・神経脊椎センター 一 副院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一MCI・認知症センター担当部長	脳卒中・神経脊椎センター 一 部長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一臨床研究部長	脳卒中・神経脊椎センター 一 部長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一リハビリテーション部長	脳卒中・神経脊椎センター 一 副院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一画像診断部長	脳卒中・神経脊椎センター 一 診療科部長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一検査部長	脳卒中・神経脊椎センター 一 副院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一薬剤部長	脳卒中・神経脊椎センター 一 副院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一栄養部長	脳卒中・神経脊椎センター 一 副院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一臨床工学部長	脳卒中・神経脊椎センター 一 副院長のうち病院事業管理者が指定する者

脳卒中・神経脊椎センター ー集中治療部長	脳卒中・神経脊椎センター診療科担 当部長のうち病院事業管理者が指定 する者
脳卒中・神経脊椎センター ー手術部長	脳卒中・神経脊椎センター病院長
脳卒中・神経脊椎センター ー看護部長	脳卒中・神経脊椎センター副病院長 のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院医療安全・医療 品質管理センター担当課 長	市民病院課長のうち病院事業管理者 が指定する者
市民病院患者総合サポー トセンター担当課長	市民病院課長のうち病院事業管理者 が指定する者
市民病院経営戦略室経営 戦略課担当課長	市民病院課長のうち病院事業管理者 が指定する者
市民病院救命救急センター ー副センター長	市民病院診療科長のうち病院事業管 理者が指定する者
市民病院母子医療センター ー副センター長	市民病院診療科長のうち病院事業管 理者が指定する者
市民病院心臓血管センター ー副センター長	市民病院診療科長のうち病院事業管 理者が指定する者
市民病院予防医療センター ー副センター長	市民病院診療科医長のうち病院事業 管理者が指定する者
市民病院臨床研究部担当 課長	市民病院課長のうち病院事業管理者 が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター ー医療の質管理室担当課 長	脳卒中・神経脊椎センター課長のう ち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター ー医薬品安全管理責任者	脳卒中・神経脊椎センター課長のう ち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター ーDX推進室担当課長	脳卒中・神経脊椎センター課長のう ち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター ー地域連携総合相談室副 室長	脳卒中・神経脊椎センター課長のう ち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター ーMCI・認知症センター担 当課長	脳卒中・神経脊椎センター課長のう ち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター ー臨床研究部担当課長	脳卒中・神経脊椎センター課長のう ち病院事業管理者が指定する者
市民病院医療安全・医療	市民病院係長のうち病院事業管理者

品質管理センター担当係長	が指定する者
市民病院管理部総務課担当係長（中材担当）	市民病院看護部師長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院臨床研究部担当係長	市民病院係長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院薬剤部担当係長	市民病院係長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院看護部看護師長	市民病院係長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター医療の質管理室担当係長	脳卒中・神経脊椎センター係長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課担当係長	脳卒中・神経脊椎センター係長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター地域連携総合相談室担当係長（相談担当）	脳卒中・神経脊椎センター看護部師長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センターMCI・認知症センター担当係長	脳卒中・神経脊椎センター係長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター臨床研究部担当係長	脳卒中・神経脊椎センター係長のうち病院事業管理者が指定する者

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

教育委員会

横浜市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第3号

横浜市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年3月横浜市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

第1条中「横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「第3条から第6条まで」を「第4条から第8条まで」に改め、「電子情報処理組織を使用する方法その他の」を削る。

第2条第2項第3号中「電子署名を行った者」を「申請等を行う者又は教育委員会等が電子署名を行ったものであること」に、「当該」を「これらの」に改める。

第4条第1項中「第3条第1項の規定により」を「第4条第1項の」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、「書面等」の次に「その他の方法」を加え、「記載すべき」を「記載し、又は通知すべき」に、「同項に規定する申請等をする」を「当該申請等を行う」に改め、同条第2項中「者は、」の次に「同項の規定により」を加え、同条第1号中「署名用電子証明書」の次に「（以下「署名用電子証明書」という。）」を加え、同条第3項中「第3条第4項」を「第4条第4項」に改め、同条第4項中「条例第3条第1項に規定する申請等をする」を「当該申請等を行う」に改める。

第8条を第13条とする。

第7条第1項中「第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の」を「第7条第1項の電磁的記録により」に改め、同条第2項中「第6条第3項」を「第7条第3項」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第12条 条例第8条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同欄に掲げる書面等

ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書 面 等	措 置
<p>1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の教育委員会等への提供</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の教育委員会等への提供</p> <p>(3) 個人番号カードの教育委員会等への提示</p>
<p>2 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の登記事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の教育委員会等への提供</p> <p>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を</p>

	他の法令において準用する場合を含む。)の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の教育委員会等への提供
3 商業登記法第12条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の印鑑の証明書	2の項右欄第2号に掲げる措置
4 印鑑登録証明書	1の項右欄第1号に掲げる措置

第6条を削る。

第5条第1項中「第4条第1項の規定により」を「第5条第1項の」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、「書面等」の次に「その他の方法」を加え、「記載すべき」を「記載し、又は通知すべき」に改め、同条第3項中「第4条第4項」を「第5条第4項」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 条例第5条第1項ただし書に規定する方式は、次のいずれかの方式とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の教育委員会等の定めるところによる届出(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第9条 条例第5条第5項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると教育委員会等が認める場合
- (3) その他処分通知等のうちに条例第5条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると教育委員会等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第10条 教育委員会等は、条例第6条第1項の電磁的記録に記録されている事項により縦覧等を行うときはインターネットを利用す

る方法又は当該事項を教育委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは当該書類を教育委員会等の事務所に備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

第4条の次に次の2条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第5条 条例第4条第5項に規定する情報通信技術を利用する方法は、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第6条 条例第4条第6項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると教育委員会等が認める場合
- (3) その他申請等のうちに条例第4条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると教育委員会等が認める場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会公示令達規則等の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年3月31日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第4号

横浜市教育委員会公示令達規則等の一部を改正する規則

(横浜市教育委員会公示令達規則の一部改正)

第1条 横浜市教育委員会公示令達規則(昭和36年4月横浜市教育
委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「総務部」を「教育政策統括部」に改める。

(横浜市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 横浜市教育委員会公印規則(平成7年3月横浜市教育委員
会規則第11号)の一部を次のように改正する。

「総務部」を「教育政策統括部」に改める。

(横浜市教育委員会行政文書管理規則の一部改正)

第3条 横浜市教育委員会行政文書管理規則(平成12年3月横浜市
教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「総務部」を「教育政策統括部」に改める。

(横浜市立学校行政文書管理規則の一部改正)

第4条 横浜市立学校行政文書管理規則(平成12年6月横浜市教育
委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総務部」を「教育政策統括部」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第5号

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

部又は事務所	課又は室	係
	法務ガバナンス室	
教育政策統括部	総務課	庶務係 経理係
	教育政策推進課	
	職員課	職員係
	生涯学習文化財課	生涯学習係 文化財係
教育DX推進部	教育DX推進課	
教職員企画部	教職員人事課	人事係 任用係
	教職員育成課	育成係
	教職員労務課	労務係 給与係 厚生係
学校教育部	学校経営支援課	学校経営支援係
	学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係
	高校教育課	
	特別支援教育課	
	特別支援教育相談課	
	人権健康教育課	
教育環境整備部	学校計画課	
	教育施設課	管理係 整備係 営繕係 校地係
不登校支援・いじめ対策部	不登校支援・いじめ対策課	
学校給食・食育推進	学校給食・食育推進課	

部		
東 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 総 務 課	庶 務 係 教 職 員 係
	学 校 教 育 支 援 課	
西 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 総 務 課	庶 務 係 教 職 員 係
	学 校 教 育 支 援 課	
南 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 総 務 課	庶 務 係 教 職 員 係
	学 校 教 育 支 援 課	
北 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 総 務 課	庶 務 係 教 職 員 係
	学 校 教 育 支 援 課	

第 2 条 を 次 の よう に 改 め る。

(事 務 分 掌)

第 2 条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。

法 務 ガ バ ナ ン ス 室

- (1) ガバナンス、リスク管理及びコンプライアンスの推進に係る指導及び助言等に関すること。
- (2) 条例、教育委員会規則及び規程等に関すること。
- (3) 不服申立て及び訴訟等の統括に関すること。

教 育 政 策 統 括 部

総 務 課

庶 務 係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 事務局の事務の連絡調整に関すること。
- (5) 広聴に関すること。
- (6) 教育資料の収集及び刊行に関すること。
- (7) 事務局の危機管理に関すること。
- (8) 他の部、事務所、課、室及び係の主管に属しないこと。

経 理 係

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 収入及び支出に関すること。
- (3) 物品に関すること。
- (4) 教材教具の整備に関すること（各学校教育事務所教育総

務課庶務係の主管に属するものを除く。次号及び第6号において同じ。)

(5) 学校関係需用費予算の管理及び執行に関する事。

(6) 学校事務の審査改善に関する事。

教育政策推進課

(1) 教育行政施策の企画及び事業の総合調整に関する事。

(2) 広報に関する事。

(3) 教育統計に関する事。

(4) プロモーションに関する事。

職員課

職員係

(1) 事務局及び教育機関（横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）第2条に規定する学校（以下「学校」という。）を除く。次号及び第3号において同じ。）の職員の人事及び給与、勤務条件その他の労務に関する事。

(2) 事務局及び教育機関の職員の福利厚生及び衛生管理に関する事。

(3) 事務局及び教育機関の職員の研修に関する事。

(4) 学校事務に係る研修に関する事。

生涯学習文化財課

生涯学習係

(1) 生涯学習に関する調査研究及び連絡調整に関する事。

(2) 生涯学習の推進に関する事。

(3) 横浜市社会教育委員に関する事。

(4) 横浜市社会教育コーナーに関する事。

(5) 社会教育主事その他の社会教育に係る専門的職員に関する事。

(6) 生涯学習に関する情報の収集、提供及び相談に関する事。

(7) 生涯学習の普及及び啓発に関する事。

(8) 区役所生涯学習関係職員の研修に関する事。

(9) 二十歳の市民を祝うつどいの企画及び運営に関する事。

(10) 成人教育の支援に関する事。

(11) 社会教育関係団体に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。

(12) 他の係の主管に属しない事。

文化財係

(1) 文化財の調査、保存、管理その他文化財の保護等に関する事。

- (2) 文化財に関する資料の収集及び刊行に関すること。
- (3) 文化財施設に関すること。
- (4) 博物館の登録等に関すること。
- (5) 公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団に関すること。
- (6) 横浜市文化財保護審議会に関すること。

教育DX推進部

教育DX推進課

- (1) 教育のデジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 教育のデジタル化に係る支援及び調整に関すること。
- (3) 事務局の情報セキュリティに関すること。
- (4) 教育機関のネットワーク環境整備及び関連機器の整備等に関すること。

教職員企画部

教職員人事課

人事係

- (1) 義務教育諸学校の学級編制に関すること。
- (2) 学校における教育職員、事務職員及び学校栄養職員（以下「教職員」という。）並びに学校用務員及び学校給食調理員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること（任用係の主管に属するものを除く。次号及び第4号において同じ。）。
- (3) 教職員、学校用務員及び学校給食調理員（以下「教職員等」という。）の定数及び配置に関すること。
- (4) 教職員等の人事に係る総合調整に関すること。
- (5) 学校用務員及び学校給食調理員の会計年度任用職員の任免、配置、服務その他の人事の総合調整に関すること。
- (6) 教職員等の人事制度の企画及び立案に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- (7) 部内他の課及び係の主管に属しないこと。

任用係

- (1) 教職員の採用選考試験に関すること。
- (2) 教職員の昇任候補者選考に関すること。
- (3) 教職員の免許の総合調整に関すること。
- (4) 教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事の総合調整に関すること。

教職員育成課

育成係

- (1) 教職員等並びに学校用務員及び学校給食調理員の会計年度任用職員に係る研修の企画及び実施に関すること（他の

部の主管に属するものを除く。) 。

- (2) 教職員等並びに学校用務員及び学校給食調理員の会計年度任用職員の人材育成に関すること。
- (3) 横浜市教育センター（以下「教育センター」という。）に関すること（学校教育部学校経営支援課の主管に属するものを除く。) 。

教職員労務課

労務係

- (1) 教職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (2) 教職員等の旅費に関すること。
- (3) 教職員等が組織する職員団体に関すること。
- (4) 教職員等の労務に関する調査研究に関すること。
- (5) 他の係の主管に属しないこと。

給与係

- (1) 教職員等及び教職員等の会計年度任用職員の給与その他給付に関すること（他の事務所、課及び係の主管に属するものを除く。) 。
- (2) 教職員等の人件費に係る予算及び決算に関すること。
- (3) 教職員の給与費等に係る国庫負担金等の事務に関すること。
- (4) 教職員等の人事、給与等の業務のシステムの開発、管理及び運用に関すること。
- (5) 教職員等の庶務事務システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (6) 教職員庶務事務センターの管理及び運営に関すること。

厚生係

- (1) 教職員等の健康に関すること。
- (2) 教職員等の福利厚生に関すること。
- (3) 教職員等の労働安全及び衛生管理に関すること。
- (4) 教職員等の公務災害に関すること。
- (5) 横浜市教職員健康審査会に関すること。
- (6) 横浜市立学校教職員互助会に関すること。

学校教育部

学校経営支援課

学校経営支援係

- (1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教育活動に係る企画及び実施に関すること（高校教育課の主管に属するものを除く。) 。
- (2) 教科等の研修に関すること。

- (3) 学校体育に関する事業の計画及びその実施に関すること。
- (4) 国際理解教育に係る企画及び実施に関すること。
- (5) 日本語の指導が必要な児童生徒への支援に関すること。
- (6) 姉妹都市等との教育交流事業に関すること。
- (7) 横浜市国際学生会館の運営管理に関すること。
- (8) 体験学習及び自然教室に関すること。
- (9) 横浜市少年自然の家の運営管理に関すること。
- (10) 横浜市スポーツ推進審議会に関すること（学校体育に係ることに限る。）。
- (11) 教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- (12) 横浜市教科書取扱審議会に関すること。
- (13) 教育の情報化に係る教職員の研修に関すること。
- (14) 教育課程の編成等の支援に関すること。
- (15) 学校評価に関すること（高校教育課の主管に属するものを除く。）。
- (16) 学校教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (17) 教育研究活動に係る指導及び助言に関すること。
- (18) 授業改善の支援等に関すること。
- (19) 外国語教育に係る企画、実施及び教育職員の研修に関すること。
- (20) 教育センターに関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。
- (21) 部内他の課の主管に属しないこと。

学校支援・地域連携課

地域連携係

- (1) 学校と地域との連携に係る事業の総合調整に関すること。
- (2) 学校施設の開放に関すること。
- (3) コミュニティハウス（学校施設活用型）事業に関すること。
- (4) PTA に関すること。
- (5) 家庭教育の支援に関すること。
- (6) 他の係の主管に属しないこと。

就学係

- (1) 児童生徒の就学に関すること。
- (2) 就学奨励に関すること。
- (3) 奨学金に関すること。
- (4) 私立学校等の助成に関すること（他の局の主管に属する

ものを除く。) 。

(5) 高等学校及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校（以下「併設型中学校」という。）の授業料等に関すること。

(6) 横浜市就学奨励対策審議会に関すること。

高校教育課

(1) 高等学校及び併設型中学校の教育活動に係る企画及び実施に関すること。

(2) 高等学校及び併設型中学校の経営に係る指導及び助言に関すること。

(3) 高等学校及び併設型中学校の学習指導に係る指導及び助言に関すること。

(4) 高等学校及び併設型中学校の学校評価に関すること。

特別支援教育課

(1) 特別支援教育に係る企画及び実施に関すること。

(2) 特別支援学校の経営に係る指導及び助言に関すること。

(3) 特別支援教育に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

特別支援教育相談課

(1) 横浜市特別支援教育総合センター（以下「特別支援教育総合センター」という。）の運営管理に関すること（西部学校教育事務所教育総務課庶務係の主管に属するものを除く。) 。

(2) 特別な支援を必要とする児童生徒等の教育相談及び指導に関すること。

(3) 特別な支援を必要とする児童生徒等の専門的相談及び学校支援に関すること。

(4) 特別な支援を必要とする児童生徒等の心理検査及び教育的判断並びに医学検診に関すること。

(5) 就学指導及び就学指導委員会に関すること。

(6) 特別支援教育に係る研修及び研究に関すること。

(7) 特別支援教育に係る関係機関等との連絡調整に関すること（特別支援教育課の主管に属するものを除く。) 。

人権健康教育課

(1) 人権教育に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 人権教育に関する啓発及び研修に関すること。

(3) 児童生徒の保健及び安全に関すること。

(4) 児童生徒の健康管理に関すること。

- (5) 学校の環境衛生及び公害に関すること。
- (6) 学校の衛生器材の整備に関すること。
- (7) 学校保健及び安全関係機関との連絡に関すること。
- (8) 横浜市学校保健審議会に関すること。
- (9) 養護教諭及び学校保健担当教諭の専門研修に関すること

。

教育環境整備部

学校計画課

- (1) 学校の設置、廃止及び統合の計画、通学区域並びに大規模な住宅計画等の指導及び調整に関すること。
- (2) 学校建物の整備に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 横浜市学校規模適正化等検討委員会に関すること。
- (4) 学校建物の整備及び営繕に関する計画推進に関すること

。

- (5) 学校建物等に係る調査統計に関すること。
- (6) 部内他の課の主管に属しないこと。

教育施設課

管理係

- (1) 学校建物の管理に関すること。
- (2) 学校建物の目的外使用に関すること。
- (3) 学校建物の整備に係る国庫補助及び起債等に関すること

。

- (4) 学校の施設備品の整備に関すること（整備係の主管に属するものを除く。）。
- (5) 教育委員会が管理する建物（学校建物を除く。）の技術的助言に関すること。
- (6) 他の係の主管に属しないこと。

整備係

- (1) 学校建物の整備に関すること。
- (2) 新設学校の施設備品の整備に関すること。

営繕係

- (1) 学校建物の営繕に関すること（建築局で行う技術的事項に係る業務を除く。）。

校地係

- (1) 校地の確保及び管理に関すること。
- (2) 校地の取得及び整備に係る国庫補助及び起債に関すること
- (3) 校地に係る土地収用に関すること。
- (4) 校地の整備に関すること（建築局で行う技術的事項に係る業務を除く。）。

不登校支援・いじめ対策部

不登校支援・いじめ対策課

- (1) 不登校児童生徒の支援に関する事。
- (2) いじめの防止等に関する事。
- (3) 児童生徒指導に係る指導及び助言に関する事。
- (4) 横浜市教育総合相談センター（以下「教育総合相談センター」という。）に関する事。
- (5) 横浜市いじめ問題対策連絡協議会に関する事。
- (6) 横浜市いじめ問題専門委員会に関する事。

学校給食・食育推進部

学校給食・食育推進課

- (1) 学校給食に関する事。
- (2) 学校における食育に関する事。
- (3) 公益財団法人よこはま学校食育財団に関する事。
- (4) 栄養教諭及び学校栄養職員の専門研修等に関する事。

東部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 東部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関する事。
- (2) 別表に定める小学校、中学校及び義務教育学校（以下「管轄小中学校等」という。）における学校事務の支援に関する事。
- (3) 学校事務の支援に係る総合調整に関する事。
- (4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関する事。
- (5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関する事。
- (6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関する事。
- (7) 学校事務の共同実施に関する事。
- (8) 第1条に規定する事務所に係る事務事業の総合調整に関する事。
- (9) 事務所内他の課及び係の主管に属しない事。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関する事（教職員企画部教職員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関する事。

- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関する事。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関する事（教職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

学校教育支援課

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関する事（学校教育部高校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関する事。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関する事。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関する事。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関する事（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

西部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 特別支援教育総合センターの施設及び設備の管理に関する事。
- (2) 西部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関する事。
- (3) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関する事。
- (4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関する事。
- (5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関する事。
- (6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関する事。
- (7) 事務所内他の課及び係の主管に属しない事。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関する事（教職員企画部教職員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関する事。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関する事。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関する事。

こと（教職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

学校教育支援課

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

南部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 南部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (6) 事務所内他の課及び係の主管に属しないこと。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員企画部教職員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

学校教育支援課

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること（学校教育部高校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。）。

- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

北部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 北部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (6) 事務所内他の課及び係の主管に属しないこと。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員企画部教職員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

学校教育支援課

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員

企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。)。

第3条第1項中「教育次長」の次に「及び教育行政監」を加え、同条第4項中「教育次長」の次に「、教育行政監」を加え、同条第7項中「学校教育企画部長」を「学校教育部長」に改め、同条第8項中「人権教育・児童生徒課長」を「不登校支援・いじめ対策課長」に改め、同条第9項中「及び室」を削り、同条第10項中「人権教育・児童生徒課の」を「不登校支援・いじめ対策課の」に改め、「人権教育・児童生徒課長」を「不登校支援・いじめ対策課長」に改め、同条第11項及び第12項中「学校教育企画部長」を「学校教育部長」に改め、同条第13項中「指導主事室」を「学校教育支援課」に改める。

第4条第1項中「事務局」の次に「及び教育機関」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 教育行政監は、教育長の命を受け、教育行政に係る指導及び助言等に関する事務を掌理し、教育長を補佐する。

第5条中「教育次長」の次に「、教育行政監」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の規定による次表の左欄に掲げる課等若しくは係の課長、担当課長、係長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課等に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規則の施行の日において、それぞれこの規則による改正後の横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の規定による同表の右欄に掲げる課若しくは係の課長、担当課長、係長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられたものとする。

部等	課等	係	部等	課	係
総務部	総務課	庶務係 経理係	教育政策 統括部	総務課	庶務係 経理係
	教育政策 推進課			教育政策 推進課	
	職員課	職員係		職員課	職員係
	生涯学習 文化財課	生涯学習 係 文化財係		生涯学習 文化財課	生涯学習 係 文化財係
教職員人	教職員人	人事第一	教職員企	教職員人	人事係

事 部	事 課	係 任 用 係	画 部	事 課	任 用 係
	教 職 員 育 成 課	育 成 係		教 職 員 育 成 課	育 成 係
	教 職 員 勞 務 課	勞 務 係 給 与 係 厚 生 係		教 職 員 勞 務 課	勞 務 係 給 与 係 厚 生 係
学 校 教 育 企 画 部	小 中 学 校 企 画 課	企 画 係	学 校 教 育 部	学 校 經 營 支 援 課	学 校 經 營 支 援 係
	学 校 支 援 ・ 地 域 連 携 課	地 域 連 携 係 就 学 係		学 校 支 援 ・ 地 域 連 携 課	地 域 連 携 係 就 学 係
	高 校 教 育 課			高 校 教 育 課	
	特 別 支 援 教 育 課			特 別 支 援 教 育 課	
	特 別 支 援 教 育 相 談 課			特 別 支 援 教 育 相 談 課	
施 設 部	学 校 計 画 課		教 育 環 境 整 備 部	学 校 計 画 課	
	教 育 施 設 課	管 理 係 整 備 係 營 繕 係 校 地 係		教 育 施 設 課	管 理 係 整 備 係 營 繕 係 校 地 係
東 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 總 務 課	庶 務 係 教 職 員 係	東 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 總 務 課	庶 務 係 教 職 員 係
	指 導 主 事 室			学 校 教 育 支 援 課	
西 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 總 務 課	庶 務 係 教 職 員 係	西 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 總 務 課	庶 務 係 教 職 員 係
	指 導 主 事 室			学 校 教 育 支 援 課	
南 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 總 務 課	庶 務 係 教 職 員 係	南 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 總 務 課	庶 務 係 教 職 員 係
	指 導 主 事 室			学 校 教 育 支 援 課	
北 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 總 務 課	庶 務 係 教 職 員 係	北 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 總 務 課	庶 務 係 教 職 員 係
	指 導 主 事 室			学 校 教 育	

- | | | | | |
|--|---|--|-----|--|
| | 室 | | 支援課 | |
|--|---|--|-----|--|
- 3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市教育委員会達第1号

横浜市教育委員会行政文書取扱規程等の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

横浜市教育委員会

(横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正)

第1条 横浜市教育委員会行政文書取扱規程(平成17年4月横浜市教育委員会達第2号)の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条中「総務部」を「教育政策統括部」に改める。

第12条中「第9条第7項各号」を「第9条第6項各号」に改める。

(横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正)

第2条 横浜市教育委員会事務局等専決規程(平成3年3月横浜市教育委員会達第1号)の一部を次のように改正する。

第4条(見出しを含む。)中「総務部長」を「教育政策統括部長」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「教職員人事部長」を「教職員企画部長」に改める。

第11条(見出しを含む。)中「健康教育・食育課長」を「人権健康教育課長」に改める。

(横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部改正)

第3条 横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程(令和5年3月教育委員会達第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「総務課長」を「教育DX推進課長」に改める。

。

附 則

この達は、令和7年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第7号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則
の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成17年12月横浜市人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第8号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正
する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成19年3月横浜市
人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「教育次長」の次に「又は教育行政監」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第9号

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則（昭和62年3月横浜市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「会計管理者」の次に「、教育行政監」を加える。

別表第2中

「

7 級		最高情報 統括責任 者補佐監		
	脱炭素 ・GREEN ×EX PO推 進局	戦略企画 部長、総 務部長	脱炭素社会移行推進 部長、GREEN× EXPO推進部長、 上瀬谷交通整備部長 、上瀬谷公園企画部 長、上瀬谷整備事務 所長	I種・II種 以外の職

」

を

「

7 級	脱炭素 ・GREEN ×EX PO推 進局	戦略企画 部長、総 務部長	脱炭素社会移行推進 部長、GREEN× EXPO推進部長、 上瀬谷交通整備部長 、上瀬谷公園企画部 長、上瀬谷整備事務 所長	I種・II種 以外の職
-----	-----------------------------------	---------------------	--	----------------

」

に、

「

健康福祉局	総務部長
-------	------

」

を

「

健康福祉局	企画部長
-------	------

」

に、
「

都市交通部長、都心活性化推進部長、地域まちづくり部長、 防災まちづくり推進室長、市街地整備部長
--

」

を
「

交通政策部長、都心活性化推進部長、地域まちづくり部長、 防災まちづくり推進室長、市街地整備部長
--

」

に、
「

総務部長、 教職員人事 部長	施設部長、学校教育企画部長、人権健康教育部長 、東部学校教育事務所長、西部学校教育事務所長 、南部学校教育事務所長、北部学校教育事務所長 、中央図書館長
----------------------	---

」

を
「

教育政策統 括部長、教 職員企画部 長	教育DX推進部長、学校教育部長、教育環境整備 部長、不登校支援・いじめ対策部長、学校給食・ 食育推進部長、東部学校教育事務所長、西部学校 教育事務所長、南部学校教育事務所長、北部学校 教育事務所長、中央図書館長
------------------------------	---

」

に、
「

6 級	脱炭素 ・G R E E N × E X P O 推 進局	戦略企 画課長 、総務 課長	経理課長、技術監理課長、脱 炭素計画推進課長、脱炭素ラ イフスタイル推進課長、カー ボンニュートラル事業推進課 長、SDGs未来都市推進課 長、GREEN×EXPO推 進課長、上瀬谷交通整備課長 、上瀬谷公園企画課長、上瀬 谷整備推進課長、上瀬谷公園 整備課長	I 種・II 種以外の 職
-----	--	-------------------------	---	---------------------

」

を

「

6 級		最高情報統括責任者補佐監		
	脱炭素・GREEN×EXPO推進局	戦略企画課長、総務課長	経理課長、技術監理課長、脱炭素マネジメント課長、脱炭素ライフスタイル推進課長、循環型社会推進課長、GREEN×EXPO推進課長、上瀬谷交通整備課長、上瀬谷公園企画課長、上瀬谷整備推進課長、上瀬谷公園整備課長	I種・II種以外の職

」

に、
「

経営戦略課担当課長、経営戦略課基本戦略推進担当課長、経営戦略課政策調整担当課長、財源確保推進課長、データ経営課担当課長、統計情報課長、制度企画課長、広域行政課長、男女共同参画推進課長、秘書課政策調査担当課長、広報課長、広報戦略・プロモーション課長、報道課長、報道課担当課長、共創推進課長、東京事務所副所長
危機管理課長、緊急対策課長、防災企画課長、地域防災課長、管理課長、管理課担当課長、法制課長、集約事務審査課長、物品事務集約課長、コンプライアンス推進課内部統制評価担当課長、人事課組織定数担当課長、人事課制度推進担当課長、労務課長、職員健康課長、人材開発課長、行政マネジメント課行政イノベーション担当課長、行政マネジメント課担当課長、大学調整課長、担当課長（地方公務員等共済組合法第18条第1項の規定により横浜市職員共済組合事務局の業務又は横浜市職員厚生会に関する条例第3条の規定により横浜市職員厚生会の事務に従事する者に限る。）

」

を
「

経営戦略課担当課長、経営戦略課基本戦略推進担当課長、経営戦略課政策調整担当課長、財源確保推進課長、データ経営課担当課長、統計情報課長、制度企画課長、広域行政課長、男女共同参画推進課長、秘書課政策調査担当課長、広報・プロモーション戦略課長、広報・プロモーション戦略課広報担

当課長、報道課長、報道課担当課長、共創推進課長、東京事務所副所長

危機管理課長、緊急対策課長、防災企画課長、地域防災課長、管理課長、管理課担当課長、法制課長、庶務デスク運営課長、コンプライアンス推進課内部統制評価担当課長、人事課組織定数担当課長、人事課制度推進担当課長、労務課長、職員健康課長、人材開発課長、行政マネジメント課行政イノベーション担当課長、行政マネジメント課担当課長、大学調整課長、担当課長（地方公務員等共済組合法第18条第1項の規定により横浜市職員共済組合事務局の業務又は横浜市職員厚生会に関する条例第3条の規定により横浜市職員厚生会の事務に従事する者に限る。）

に、

「

にぎわい創出戦略課長、観光振興・DMO地域連携課長、MICE振興課長、スポーツ振興課長、文化振興課長、創造都市推進課長

を

「

にぎわい創出戦略課長、観光MICE振興課長、スポーツ振興課長、文化振興課長、創造都市推進課長

に、

「

<p>総務課長、 企画課長</p>	<p>職員課長、相談調整課長、監査課長、環境施設課長、福祉保健課長、地域支援課長、健康推進課長、生活支援課長、ひきこもり支援課長、保険年金課長、医療援助課長、障害施策推進課長、障害者更生相談所長、精神保健福祉課長、こころの健康相談センター長、障害自立支援課長、障害施設サービス課長、松風学園長、高齢健康福祉課長、地域包括ケア推進課長、高齢在宅支援課長、高齢施設課長、介護保険課長、介護事業指導課長、担当課長（地方自治法第252条の17の規定により神奈川県後期高齢者医療広域連合の事務に従事する者に限る。）</p>
-----------------------	--

を

「

<p>企画課長、 総務課長</p>	<p>職員課長、環境施設課長、相談調整課長、監査課長、福祉保健課長、地域支援課長、健康推進課長、生活支援課長、ひきこもり支援課長、保険年金課長、医療援助課長、障害施策推進課長、障害者更生相談所長、精神保健福祉課長、こころの健康相談センター長、障害自立支援課長、障害施設サービス課長、松風学園長、高齢健康福祉課長、地域包括ケア推進課長、高齢在宅支援課長、高齢施設課長、介護保険課長、介護事業指導課長、担当課長（地方自治法第252条の17の規定により神奈川県後期高齢者医療広域連合の事務に従事する者に限る。）</p>
-----------------------	--

」

に、

「

<p>経理課長、技術監理課長、管路保全課長、管路整備課長、下水道事務所長、施設管理課長、水再生センター長、下水道センター長、水質課長、施設整備課長、設備課長、河川企画課長、河川管理課長、河川事業課長</p>
<p>3R推進課長、職員課長、業務課長、街の美化推進課長、車両課長、事務所長、事業系廃棄物対策課長、施設課長、処分地管理課長、施設計画課長、工場長</p>

」

を

「

<p>経理課長、技術監理課長、管路保全課長、管路整備課長、下水道事務所長、施設管理課長、水再生センター長、下水道センター長、水質課長、施設整備課長、設備課長、河川流域調整課長、河川流域管理課長、河川流域整備課長</p>
<p>3R推進課長、職員課長、業務課長、街の美化推進課長、車両課長、事務所長、事業系廃棄物対策課長、施設課長、施設計画課長、工場長</p>

」

に、

「

<p>都市デザイン室長、基地対策課長、都市交通課長、臨海部活性化推進課長、都心再生課長、都心再生課地域再生まちづくり担当課長、みなとみらい・東神奈川臨海部推進課長、地域まちづくり課長、景観調整課長、防災まちづくり推進課長、</p>

市街地整備調整課長、市街地整備推進課長、二ツ橋北部土地
区画整理事務所長、綱島駅東口周辺開発事務所長

を
「

都市デザイン室長、基地対策課長、交通企画課長、地域交通
推進課長、臨海部活性化推進課長、都心再生課長、都心再生
課地域再生まちづくり担当課長、みなとみらい・東神奈川臨
海部推進課長、地域まちづくり課長、景観調整課長、防災ま
ちづくり推進課長、市街地整備調整課長、市街地整備推進課
長、二ツ橋北部土地区画整理事務所長、綱島駅東口周辺開発
事務所長

に、
「

教育政策推進課長、職員課長、生涯学習文化財課長、教職員
育成課長、教職員労務課長、学校計画課長、教育施設課長、
小中学校企画課長、教育課程推進室長、学校支援・地域連携
課長、高校教育課長、特別支援教育課長、特別支援教育相談
課長、人権教育・児童生徒課長、健康教育・食育課長、教育
総務課長、指導主事室長、企画運営課長、調査資料課長、サ
ービス課長、図書館長、担当課長（横浜市立学校教職員互助
会に関する条例第5条の規定により横浜市立学校教職員互助
会の事務に従事する者に限る。）

を
「

法務ガバナンス室長、教育政策推進課長、職員課長、生涯学
習文化財課長、教育DX推進課長、教職員育成課長、教職員
労務課長、学校経営支援課長、学校支援・地域連携課長、高
校教育課長、特別支援教育課長、特別支援教育相談課長、人
権健康教育課長、学校計画課長、教育施設課長、不登校支援
・いじめ対策課長、学校給食・食育推進課長、教育総務課長
、学校教育支援課長、企画運営課長、調査資料課長、サービ
ス課長、図書館長、担当課長（横浜市立学校教職員互助会に
関する条例第5条の規定により横浜市立学校教職員互助会の
事務に従事する者に限る。）

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市一般職職員の育児又は介護のための深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第10号

横浜市一般職職員の育児又は介護のための深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則

横浜市一般職職員の育児又は介護のための深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「、条例第3条の5第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市一般職職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第11号

横浜市一般職職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

横浜市一般職職員の休暇に関する規則（平成4年3月横浜市人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第10号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第4条中第10項を第12項とし、第7項から第9項までを2項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の2項を加える。

7 条例第4条第1項第10号の人事委員会規則で定める事由は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止

(2) 保育所等その他の施設又は事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前号に掲げる事由に準ずる事由

8 条例第4条第1項第10号の人事委員会規則で定めるものは、入園、卒園、入学又は卒業の式典その他人事委員会が別に定めるものとする。

第6条第1項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月横浜市人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

経営戦略課担当係長	政策調整担当係長	財源確保推進課担当係長
データ経営課担当係長	総務課担当係長	統計情報課担当係長
制度企画課担当係長	広域行政課担当係長	男女共同参画推進課担当係長
秘書課担当係長	政策調査担当係長	広報課担当係長
広報戦略・プロモーション課担当係長	広報戦略・プロモーション課担当係長	共創推進課担当係長
報道課担当係長	報道課担当係長	共創推進課担当係長

」

を

「

経営戦略課担当係長	政策調整担当係長	財源確保推進課担当係長
データ経営課担当係長	総務課担当係長	統計情報課担当係長
制度企画課担当係長	広域行政課担当係長	男女共同参画推進課担当係長
秘書課担当係長	政策調査担当係長	広報・プロモーション戦略課担当係長
広報戦略・プロモーション戦略課担当係長	広報戦略・プロモーション戦略課担当係長	報道課担当係長
共創推進課担当係長	共創推進課担当係長	共創推進課担当係長

」

に、

「

庶務係長	総務課担当係長	調査係長	管理係長	管理課担当係長
法規第一係長	訴訟支援担当係長	育成支援担当係長	法規第二係長	法規第二係長
法制担当係長	行政不服審査担当係長	物品事務集約課担当係長	制度推進担当係長	制度推進担当係長
集約事務審査課担当係長	物品事務集約課担当係長	調整係長	人事第二係長	人事第二係長
コンプライアンス推進課担当係長	人事課担当係長	人事第一係長	人事第二係長	人事第二係長
人事課担当係長	人事第一係長	人事第二係長	労務係長	労務係長
組織定数第一係長	組織定数第二係長	労務係長	労務係長	労務係長
給与係長	職員厚生係長	健康係長	職員健康課担当係長	職員健康課担当係長
人材開発課担当係長	行政イノベーション担当係長	行政マネジメント課担当係長	行政マネジメント課担当係長	行政マネジメント課担当係長
行政イノベーション担当係長	行政イノベーション担当係長	文書管理担当係長	文書管理担当係長	文書管理担当係長
大学調整課担当係長	大学調整課担当係長	大学調整課担当係長	大学調整課担当係長	大学調整課担当係長

」

を「

庶務係長	総務課担当係長	調査係長	管理係長	管理課
担当係長	法規第一係長	訴訟支援担当係長	育成支援担当	
当係長	法制担当係長	行政不服審査担当係長	法規第二	
係長	運営係長	物品係長	コンプライアンス推進課担当	
係長	調整係長	制度推進担当係長	人事課担当係長	人数
事第一係長	人事第二係長	組織定数第一係長	組織定数	
第二係長	労務係長	労務課担当係長	給与係長	職員厚生
生係長	健康係長	職員健康課担当係長	人材開発課担当	
係長	行政マネジメント課担当係長	行政イノベーション		
担当係長	文書管理担当係長	大学調整課担当係長		

に、

庶務係長	総務課担当係長	調整係長
------	---------	------

を「

庶務係長	人事・労務担当係長	調整係長
------	-----------	------

に、

庶務係長	経理係長	総務課担当係長	厚生係長	職員係
長	企画係長	企画課担当係長		

を「

企画係長	企画課担当係長	庶務係長	経理係長	総務課
担当係長	厚生係長	職員係長		

に、

教育次長	総務課庶務係長	委員会担当係長	経理係長	
総務課担当係長	教育政策推進課担当係長	職員係長	法	
規争訟等担当係長	人事第一係長	教職員人事課担当係長		
人事第二係長	任用係長	労務係長	給与係長	教職員
労務課担当係長	厚生係長			

を
「

教育次長	教育行政監	法務ガバナンス室担当係長	法務
担当係長	総務課庶務係長	委員会担当係長	経理係長
総務課担当係長	教育政策推進課担当係長	職員係長	人
事係長	教職員人事課担当係長	任用係長	給
与係長	教職員労務課担当係長	厚生係長	

」

に、
「

庶務係長	秘書広報係長	議長担当係長	副議長担当係長
------	--------	--------	---------

」

を
「

庶務係長	総務課担当係長	秘書広報係長	議長担当係長
	副議長担当係長		

」

に改める。
 附 則
 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

市 会

横 浜 市 会 規 程 第 5 号

横 浜 市 会 議 会 局 の 組 織 、 事 務 分 掌 等 に 関 す る 規 程 （ 昭 和 49 年 5 月 横 浜 市 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 7 年 3 月 31 日

横 浜 市 会 議 長 鈴 木 太 郎

第 3 条 第 1 項 総 務 課 の 部 中 第 8 号 を 削 り 、 第 7 号 を 第 8 号 と し 、 第 6 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(7) 本 会 議 及 び 委 員 会 の 傍 聴 に 関 す る こ と 。

第 3 条 第 1 項 秘 書 広 報 課 の 部 第 4 号 中 「 の 運 行 」 を 削 り 、 同 部 第 6 号 中 「 及 び 情 報 公 開 」 を 削 り 、 同 部 第 9 号 を 削 る 。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

1 この 規 程 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

（ 経 過 措 置 ）

2 この 規 程 の 施 行 の 際 現 に 決 裁 処 理 の 過 程 に あ る 事 案 の 処 理 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

その他

係事務分担の一部改正

横浜市係設置規程（昭和35年5月達第10号）の規定に基づき、係の分担事務を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

第1号総務部の項法制課の部法規第二係の分担事務の次に次のように加える。

同 庶務デスク 運営課	運営係	1	旅費の支給に関すること。
		2	物品の支出負担行為の確認に関すること。
		3	物品の検査に関すること。
	物品係	1	物品の購入及び管理に関すること。

第1号人事部の項労務課の部給与係の分担事務7を削り、分担事務8及び分担事務9を1ずつ繰り上げる。

第5号中

「

総務部 総務課	庶務係	1	局内の文書に関すること。
		2	局内の事務事業の連絡調整に関すること。
		3	社会福祉及び健康増進に係る褒賞及び表彰に関すること。
		4	局の危機管理に関すること。
		5	他の部及び課の主管に属しないこと。
	経理係	1	局内の予算及び決算に関すること。
		2	局内の予算執行の調整に関すること。
		3	物品の出納保管に関すること。
		4	局内の財産管理に関すること。
		5	その他経理に関すること。
同 職員課	厚生係	1	局所属職員等の研修に関すること。
		2	局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。

同 企画課	職員係	3 課内他の係の主管に属しないこと。
		1 局所属職員等の人事に関すること。
		2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
	企画係	3 局内の組織に関すること。
		1 社会福祉及び健康増進に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
		2 社会福祉及び健康増進に係る統計及び情報の収集等に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
3 横浜市社会福祉審議会に関すること。		

」

を、
「

企画部 企画課	企画係	1 社会福祉及び健康増進に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
		2 社会福祉及び健康増進に係る統計及び情報の収集等に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
		3 横浜市社会福祉審議会に関すること。
同 総務課	庶務係	1 局内の文書に関すること。
		2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
		3 社会福祉及び健康増進に係る褒賞及び表彰に関すること。
		4 局の危機管理に関すること。
		5 他の部及び課の主管に属しないこと。
	経理係	1 局内の予算及び決算に関するこ

同 職 員 課	厚 生 係	と。
		2 局内の予算執行の調整に関する こと。
		3 物品の出納保管に関する こと。
		4 局内の財産管理に関する こと。
		5 その他経理に関する こと。
	職 員 係	1 局所属職員等の研修に関する こと。
		2 局所属職員の福利厚生及び衛生 管理に関する こと。
		3 課内他の係の主管に属しない こと。
		1 局所属職員等の人事に関する こと。
		2 局所属職員の給与その他の勤務 条件その他労務に関する こと。
3 局内の組織に関する こと。		

」

に改め、第6号中

「

施 設 課	管 理 係	1 一般廃棄物の処理施設による焼 却等に係る実施の計画及び調整に 関すること。
		2 局所管施設の工事及び更新に係 る実施の計画に関する こと（他の課、係の主管に属するものを除く 。）。
		3 輸送中継施設の運営管理に関する こと。
		4 資源化に係る中間処理施設の運 営管理に関する こと。
		5 し尿検認所の運営管理に関する こと。
		6 部内他の課、係の主管に属しない こと。

」

を、

「

施 設 課	管 理 係	1 一般廃棄物の処理施設による焼
-------	-------	------------------

- 却等に係る実施の計画及び調整に関すること。
- 2 局所管施設の工事及び整備に係る実施の計画に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 3 中継輸送施設の運営管理に関すること。
- 4 資源化に係る中間処理施設の運営管理に関すること。
- 5 し尿検認所の運営管理に関すること。
- 6 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 7 市設置の一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この部中「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 8 市設置の処分地の設定に関すること。
- 9 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 10 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。
- 11 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の跡地に関すること。

		<p>12 市設置の処分地に係る広報に関すること。</p> <p>13 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。</p> <p>14 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること（資源化のための研究及び開発に関することを除く。）。</p> <p>15 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。</p> <p>16 部内他の課、係の主管に属しないこと。</p>
--	--	--

に改め、同号適正処理計画部の項処分地管理課の部を削り、同号中

施設計画課	施設計画係	<p>1 焼却工場及びその併設施設の更新に関すること。</p> <p>2 焼却工場の長寿命化に係る工事に関すること。</p> <p>3 局所管施設に係る建築工事の設計及び施行に関すること。</p> <p>4 他の係の主管に属しないこと。</p>
-------	-------	--

を、

施設計画課	施設計画係	<p>1 焼却工場及びその併設施設の整備に関すること。</p> <p>2 中継輸送施設の整備に関すること。</p> <p>3 資源化に係る中間処理施設の整備に関すること。</p> <p>4 し尿検認所の整備に関すること。</p> <p>5 局所管施設に係る建築工事の設計及び施行に関すること。</p> <p>6 他の係の主管に属しないこと。</p>
-------	-------	--

に改める。

第9号道路部の項維持課の部指導係の分担事務1中「及び宅地造成工事」を「、宅地造成工事、盛土規制法に基づく宅地造成及び特定盛土等に関する工事並びに開発事業（開発事業調整条例第2条第2号イ及びウに規定する開発事業をいう。）」に改める。

総 人 第 1805 号
令 和 7 年 3 月 31 日

局 区 統 括 本 部 長 各 位

副 市 長

横 浜 市 事 務 決 裁 規 程 の 全 部 改 正 に つ い て の 一 部 改 正 に つ
い て (依 命 通 達)

横 浜 市 事 務 決 裁 規 程 の 全 部 改 正 に つ い て (昭 和 47 年 8 月 28 日 総 文
第 22 号 助 役 依 命 通 達) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 令 和 7 年 4 月 1
日 から 施 行 す る 。

第 2 4 人 事 に 係 る 事 項 の 項 第 8 号 中 「 健 康 福 祉 局 」 の 次 に 「
に あ っ て は 企 画 部 職 員 課 長 」 を 加 え る 。

第 2 5 予 算 の 編 成 及 び 執 行 に 係 る 事 項 の 項 第 12 号 中 「 教 職 員
人 事 部 」 を 「 教 職 員 企 画 部 」 に 改 め る 。

第 6 中 「 温 暖 化 対 策 統 括 本 部 及 び 」 を 削 る 。

契約事務に関する決裁事項及び専決事項の一部改正

契約事務に関する決裁事項及び専決事項（平成11年4月）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

第2項第3号中「物品事務集約課」を「庶務デスク運営課」に改め、表を次のように改める。

ア 庶務デスク運営課に属する事務に関する契約

事案		庶務デスク運営課長専決事項		
物品の購入の契約	入札の執行に関する事	1件	1,000,000円	未満
	見積書の徴収に関する事	1件	1,000,000円	未満
	予定価格の決定に関する事	1件	1,000,000円	未満
	契約の締結に関する事	1件	1,000,000円	未満
契約の変更及び解除		庶務デスク運営課長専決事項（契約の締結に関する事。）に係る契約の変更及び解除に関する事。		

第2項第12号を削る。

区役所係事務分担の一部改正

横浜市 区役所係設置規程（平成22年3月達第22号）の規定に基づき、係の分担事務を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

第1号の表土木事務所の項管理係の分担事務34中「及び」を「、」に改め、「宅地造成工事」の次に「、宅地造成等工事及び開発事業」を加え、同項道路係の分担事務6中「及び」を「、」に改め、「宅地造成工事」の次に「、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成及び特定盛土等に関する工事並びに開発事業」を加え、同項下水道・公園係の分担事務10中「及び」を「、」に改め、「宅地造成工事」の次に「、宅地造成等工事及び開発事業」を加え、同係の分担事務11中「に基づく」を「等に基づく」に、「（開発面積）」を「、住宅地造成事業、宅地造成工事、宅地造成等工事及び開発事業（開発区域等の面積）」に改める。

市 区 連 第 491 号
令 和 7 年 3 月 31 日

福 祉 保 健 セ ン タ ー 長 各 位

副 市 長

福 祉 保 健 セ ン タ ー 長 委 任 事 務 に 関 す る 決 裁 準 則 の 制 定 に
つ い て の 一 部 改 正 に つ い て (依 命 通 達)

福 祉 保 健 セ ン タ ー 長 委 任 事 務 に 関 す る 決 裁 準 則 の 制 定 に つ い て (平 成 14 年 1 月 4 日 市 区 第 129 号 助 役 依 命 通 達) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

別 表 (第 3 条) 中 の こ ど も 家 庭 支 援 課 項 中

「

こ ど も 家 庭 支 援 課	特 別 児 童 扶 養 手 当 等 の 支 給 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 に 関 す る 事 務			(9) 省 令 第 1 条 か ら 第 12 条 ま で (第 10 条 第 2 項 を 除 く。) (同 令 第 3 条 か ら 第 12 条 ま で (第 10 条 第 2 項 を 除 く。) の 規 定 に あ っ て は、 こ れ ら の 規 定 を 同 令 第 12 条 の 3 に お い て 準 用 を 含 む。) 及 び 第 13 条 の 規 定 に よ る 請 求 書、 届 請 書 又 は 申 請 に 関 す る こ と 。
--------------------------------------	---	--	--	---

」

を

「

こ	特 別 児 童 扶 養			(9) 省 令 第
---	-------------	--	--	-----------

<p>ども家庭支援課</p>	<p>手当等 の支給 に 関係する 事務</p>		<p>1 条 から 第 12 条 まで (第 第 4 条 及び 第 8 条 を 除 く 令 10 条 を (同 令 。) (同 令 第 第 3 条 か ま で 第 7 条 を (第 4 (第 4 条) 、 除 く 。) 及 び 第 11 条 及 び 規 第 12 条 の 規 て 第 定 に あ っ て 定 は 、 こ れ ら 同 の 規 定 を 同 の 令 第 12 条 の 3 に お い て 場 準 用 す る 場 合 を 含 む 。 13) 及 び 第 13 に 条 の 規 定 に 書 よ る 請 求 書 又 は 、 届 書 書 の 受 申 理 に 関 す る こ と (鶴 見 区 区 、 港 南 区 、 港 北 区 、 泉 戸 塚 区 、 瀬 谷 区 及 び 福 祉 保 区 の 福 社 一 健 セ ン タ を 除 く 。) 。</p>
----------------	--	--	--

に改め、

<p>ども</p>	<p>児童扶養手当 法施行規則に 関する事務</p>		<p>(21) 省令第 1 条 から 第 12 条 まで (</p>
-----------	------------------------------------	--	--

<p>家庭支援課</p>				<p>同 令 第 3 条 か ら 第 6 条 ま で (同 令 第 3 条 の 2 第 1 項 、 第 3 条 の 3 第 1 項 、 第 3 条 の 4 、 第 5 条 第 2 号 及 び 第 6 条 第 1 項 第 3 号 を 除 く 。) 、 第 11 条 及 び 第 12 条 (同 条 第 3 号 を 除 く 。) の 規 定 に あ っ て は 、 こ れ ら の 規 定 を 同 令 第 12 条 の 3 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。) 及 び 第 12 条 の 4 の 規 定 に よ る 請 求 書 、 届 書 等 の 請 理 に 関 す る 事 務 。</p>
--------------	--	--	--	---

を

「

<p>こども家庭支</p>	<p>児童扶養手当 法施行規則に 関する事務</p>			<p>(21) 省令第 1 条 か 第 12 条 ま で 第 4 条 を 除 く 。) (同 令 第 3 条 か</p>
---------------	--	--	--	---

」

<p>援 課</p>				<p>ら 第 6 条 ま で (第 3 条 項 の 2 第 1 項 の 、 第 3 条 の 3 第 1 項 、 第 3 条 の 4 、 第 4 条 第 2 第 5 条 第 6 号 及 び 第 6 条 第 1 項 第 3 号 を 除 く 。) 、 第 11 条 及 び 第 12 条 (同 条 第 3 号 を 除 く 。) の 規 定 は に あ っ て は 、 こ れ ら の 令 規 定 を 同 令 3 第 12 条 の 準 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。) 及 び 第 12 条 の 4 の 規 定 求 に よ る 請 求 書 、 届 書 、 申 請 書 等 の 受 理 に 関 す る こ と (鶴 見 区 、 港 南 区 区 、 港 北 区 、 戸 塚 区 、 瀬 泉 区 及 び 瀬 谷 区 の 福 祉 保 健 セ ン タ ー を 除 く 。) 。</p>
----------------	--	--	--	---

に改め、

」

別表（第3条）中の生活支援課項中

「

<p>生活支援課</p>	<p>生活困窮者自立支援法に関する事務</p>		<p>(8) 法第5条第1項の規定による生活困窮者自立相談支援事業の開始及び終了に関すること。 (9) 法第18条第1項の規定による住居確保給付金の不正の決定に関すること。</p>	<p>(31) 法第5条第1項の規定による生活困窮者自立相談支援事業に関すること。 (32) 法第6条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の申請の受理及び決定に関すること。 (33) 法第7条第1項及び第2項各号に規定する事業の調整に関すること。 (34) 法第12条第2号の規定による住居確保給付金の支出並びに戻入及び戻出に関すること。 (35) 法第18条第1項の規定による住居確保給</p>
--------------	-------------------------	--	---	---

				正 収 不 徴 の 徴 の する 金 関 付 利 利 得 関 係 と。 (36) 法 第 21 条 第 1 項 及 び 第 22 条 の 規 定 に よ る 報 告 並 び に 物 件 の 提 出 及 び 提 示 の 命 令 等 、 質 問 並 び に 必 要 な 文 書 の 閲 覧 及 び 資 料 の 提 供 の 請 求 に 関 係 する こと。
--	--	--	--	---

を
「

生 活 支 援 課	生 活 困 窮 者 自 立 支 援 法 に 関 する 事 務	(8) 法 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 生 活 困 窮 者 自 立 相 談 支 援 事 業 の 開 始 及 び 終 了 に 関 する こと。 (9) 法 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 住 居 確 保 給 付 金 の 不 正 利 得 の 徴 収 の 決 定 に 関 係 する こと。	(31) 法 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 生 活 困 窮 者 自 立 相 談 支 援 事 業 関 係 する こと。 (32) 法 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 生 活 困 窮 者 住 居 確 保 給 付 金 の 申 請 の 理 及 び 決 定 関 係 する こと。 (33) 法 第 7
-----------	--------------------------------------	---	--

				<p>及 に 事 施 調 整 こ と。 法 第 12 号 の よ る 給 出 並 及 関 と。 法 第 18 項 の よ る 給 正 収 こ と。 法 第 21 項 及 の よ る に 出 の 質 必 の 資 の す こ と。 法 第 22 条 の よ る に 出 の 質 必 の 資 の す こ と。 法 第 21 項 及 の よ る に 出 の 質 必 の 資 の す こ と。 法 第 22 条 の よ る に 出 の 質 必 の 資 の す こ と。</p>
--	--	--	--	---

に改める。

」